

県立学校再開ガイドライン（案）

令和2年5月27日
長野県教育委員会

県立学校における教育活動については、授業を行わない登校日を設定した分散登校（5月16日～22日）、授業日を設定した分散登校（5月23日～31日）と段階的に再開してきたところであるが、本県の感染状況等を踏まえて、6月1日からは次の段階に移行する。

次の段階においては、分散登校から通常登校に切り替えた上で、次の二点を最重要項目として取り組む。

- 引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- 子どもたちの学びを最大限保障する。

この方針の下で、各学校においては、以下に掲げるガイドラインを踏まえて教育活動を進めるものとする。その際、児童生徒及び保護者等に各校の取組を丁寧に説明し理解を得ること。

なお、本ガイドラインに係る細目については、別途通知するので留意すること。
また、本ガイドラインは、今後の状況の変化に応じて必要な見直しを行う。

1 教育環境の確保について

(1) 基本的な感染症対策の徹底

- ① 家庭と連携した朝晩の検温及び風邪症状の確認（同居家族の体調確認等を含む）
- ② こまめな手洗い（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、昼食の後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ③ 多くの児童生徒が触れる場所や共用の教材、教具、情報機器などの消毒
- ④ マスクの着用
- ⑤ 「三つの密」の回避

・換気は、少なくとも30分に1回、窓を開けて行う。可能であれば常時窓を開ける。
（空調使用時も換気が必要）

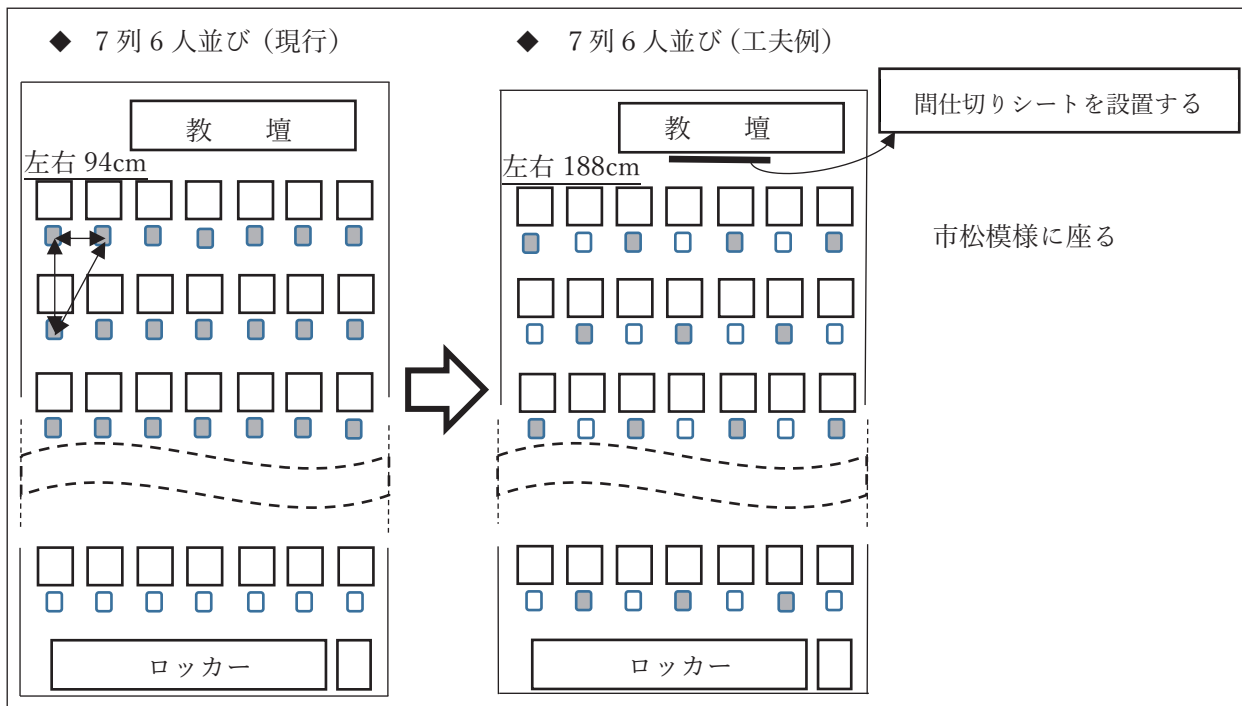
・身体的距離の確保

座席の配置は、児童生徒の間にできるだけ2メートル（最低1メートル）の距離を確保し、対面としない。

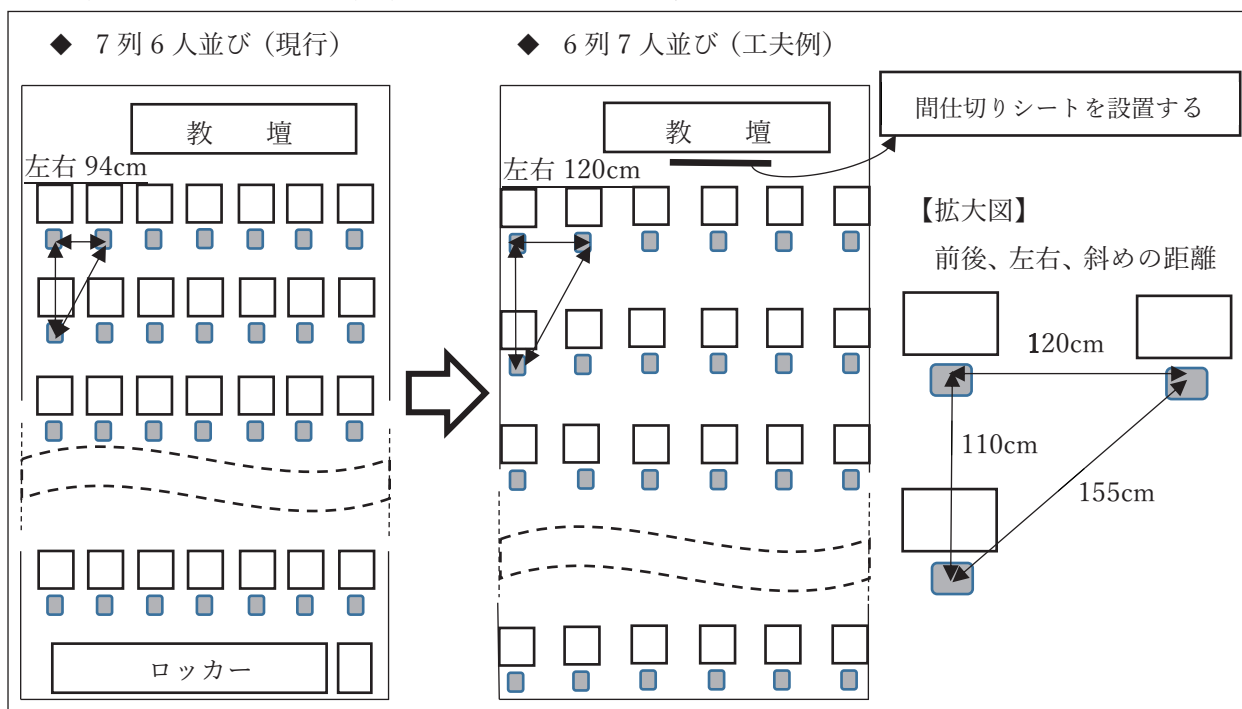
（身体的距離を確保するための工夫例）

例えば、座席をそのままにして市松模様状に座る、あるいは、机、椅子を窓際や壁際に寄せたり、列の数を調整したり、荷物用のロッカー等を教室外に移動させることで、1メートル以上の身体的距離を保つ。

(配置のイメージ1) 選択講座等学習集団が比較的少人数の場合



(配置のイメージ2) 学習集団がホームルーム単位 (40名程度) の場合



(2) 通学における配慮

- ① 公共交通機関を利用した通学については、できるだけ徒歩や自転車等を併用
- ② 公共交通機関が混雑する時間帯を避けた始業時間の設定
- ③ 同一地域に複数の学校がある場合 (長野市、上田市、諏訪市、伊那市、飯田市、松本市等を含む通学区域)、通学時間帯をずらすため学校間で始業時間を調整
- ④ 電車・バス内では、マスクを着用するとともに、他の乗客との身体的距離を保ち、会話は控えるなどの乗車マナーを徹底

2 各教科等の指導における感染症対策について

各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染リスクが高い学習活動については、必要な感染症対策を講ずるものとする。

- ・音楽科における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動
- ・家庭科、技術・家庭科における調理等の実習
- ・体育科、保健体育科における児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動
- ・児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習

3 「学びの保障」のための教育活動について

(1) 現状

本年度の一斉休業により、25～26日程度の登校日が休業日（このうち行事やテスト等を除いた授業日は21～26日程度）となった。この間、県立学校においては家庭における学習支援を最大限行い、児童生徒の「学びの保障」に努めてきた。児童生徒は、配付された課題・教材や配信された授業動画、同時双方向型システムを用いて、家庭で学習を行ってきた。

(2) 今後の基本的方針

- ① 新学習指導要領の趣旨にのっとり、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法について、学校の授業と家庭学習両面の工夫・改善を図り、児童生徒の学びを保障する。
- ② 感染拡大により休業又は分散登校が必要となった場合には、速やかに遠隔学習に切り替え、学びを継続させる。
- ③ 新型コロナウイルス感染症対策のためやむを得ず登校できない以下の場合にあつては、登校できなかった日数を「欠席日数」としては扱わない（指導要録上は「出席停止・忌引等の日数」とともに、当該児童生徒に対しては遠隔学習により学びを保障する。
 - ・児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・児童生徒の同居の家族に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、主治医の見解を保護者に確認などした上で、校長が登校すべきでない判断した場合
 - ・児童生徒や保護者が、登校について不安を持ち、保護者の判断により児童生徒が登校を見合わせた場合において、校長が出席しなくてよいと認めた場合

(3) 具体的な対応について

- ① 今後必要となる授業時数を算出した上で、年間指導計画を再編成し、授業を行う。
 - ア 今後必要となる授業時数の算出
学習指導要領の内容を指導するために、教材等の工夫や家庭学習との組合せなどによる効果的な学習を考え、必要な授業時数を算出する。

イ 年間指導計画の再編成

不足した授業日数を単に回復するという観点ではなく、基本的方針に基づき、特に以下の点を検討し、年間の指導計画を再編成する。

- ・ 時間割編成の工夫
- ・ 学校行事の精選
- ・ 長期休業期間の短縮
- ・ 土曜日に授業を行う など

※ 再編成に向けた留意点

- ・ 学校行事の精選については、それぞれの行事の意義や必要性等に十分配慮する。
- ・ 夏季休業については、最低でも2週間程度の日数を確保する。
- ・ 長期休業の短縮や土曜日に授業を行う場合には、児童生徒や教職員の負担に十分配慮する。

- ② 遠隔学習については、児童生徒の実態等に応じ、紙の教材配付やメール等を利用した課題配信、授業動画の配信、Web 会議システムを活用した同時双方向型オンライン授業等の遠隔学習を行う。なお、家庭にインターネット環境が無い場合には、学校の端末やモバイルルーターを貸し出す。

4 学校行事等の実施について

- (1) 実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮し、感染の防止に努める。
- (2) 感染状況を踏まえた適切な感染症対策を講じても、感染の可能性が高く安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

5 部活動について

部活動については、以下のとおり段階的に再開する。

- (1) 再開当初は、児童生徒の心身の状況を十分に踏まえて慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。
- (2) 当面の間、児童生徒が密集する活動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、密集せずに距離をとって行うことができる活動に替えるなどの工夫をする。また、当面の間、宿泊を伴う活動については行わない。
- (3) 実施に当たっては感染症対策を徹底する。
 - ・ 共用を避けることが難しい用具等を使用する場合は、こまめに消毒等をする。
 - ・ 活動場所については、可能な限り常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。
 - ・ 部室、更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

6 児童生徒の心のケア等について

すべての児童生徒が、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられる。

このため、以下のとおり児童生徒の心のケア等を行う。

- (1) チェック票を活用した児童生徒への支援
 - ① すべての児童生徒を対象にチェック票により心身の状況を把握し、その上で個別面談等による相談支援を実施
 - ② 学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携し、不安を抱える児童生徒に対して、家庭も含めた必要な支援を実施
- (2) 相談窓口の周知
LINE 相談「ひとりで悩まないで@長野」（6月1日から開始予定）や学校生活相談センターなどの相談窓口を児童生徒に周知する。
- (3) やむを得ず登校できない児童生徒に対する支援
家庭訪問や電話連絡等により状況を把握し、個に応じた丁寧な支援を実施
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係るいじめや偏見の未然防止
 - ・人権教育の推進
 - ・指導資料を活用した啓発（参考：心の支援課「差別・偏見の心をもたないために」）

7 特別支援学校における配慮について

- (1) 特別支援学校については、各学校により児童生徒の状況が異なることから、6月1日以降、順次通常登校に切り替える。
- (2) 基礎疾患等があることにより重症化リスクの高い児童生徒については、主治医の見解を保護者に確認などした上で、個別に登校の判断をする。
- (3) スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。
 - ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
 - ② 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
 - ③ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること

県立学校再開ガイドラインに係る細目について

- 1 基本的な感染症対策の徹底について・・・別紙 1
- 2 各教科等の指導における感染症対策について・・・別紙 2
- 3 学校行事等の実施について・・・別紙 3
- 4 部活動について・・・別紙 4
- 5 児童生徒の心のケア等について・・・別紙 5
- 6 特別支援学校における配慮について・・・別紙 6

別紙1 基本的な感染症対策の徹底について

1 保健管理等について

(1) 感染症対策について（児童生徒・教職員）

①基本的な感染症対策の実施

1) 「感染源を絶つこと」

○ 検温等健康チェック

- ・ 必ず自宅で検温（朝晩）する。
- ・ 発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。
- ・ 家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼し、家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。

（別紙：健康チェックカード使用）

○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- ・ 登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。）
- ・ 登校後に体調が悪くなった児童生徒※₁については、保護者に連絡して速やかに下校させるなど対応する。

※₁ 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、（頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など）

2) 「感染経路を絶つこと」

○ 学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ 石けん等による手洗い（約30秒）（以下「手洗い」とする。）を励行する。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ こまめな水分補給を行うなどの工夫（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効）

○ 校内の保健管理体制を整える

- ・ 学校医及び学校薬剤師等と連携した環境衛生
- ・ 手袋やマスクを着用して多数の者が触れる場所の消毒を実施（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用）（教職員等が実施）
 - a. 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ゴミ箱など）
 - b. トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレットペーパーホルダー、手洗い場など）
 - c. 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）
 - d. 配膳室等給食で使用する部屋のドア取手、収納庫等

- e. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養するごとに消毒
- f. 清掃用具
- ・ 蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置し、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。
- ・ 清掃を児童生徒が行う場合は、特に、換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

3) 「抵抗力を高めること」

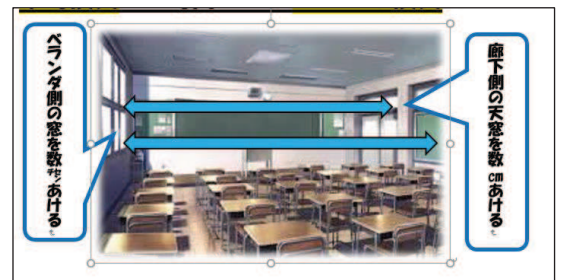
免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

1) 換気の徹底

- ・ 原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。（空調使用時においても換気は必要）
- ・ 天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・ 衣服等による温度調節にも配慮する。



2) 身体的距離の確保

- ・ 児童生徒の座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

3) マスクの着用

学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。
 なお、マスクを着用しない場合においては、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。
 なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。

(2) 校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応（令和2年4月3日付2教保第10号等通知参照）

① 児童生徒が感染者となった場合

- ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、保健所の調査に協力する。
- イ 学校は、当該児童生徒が治癒するまで出席停止とし、濃厚接触者となった児童生徒

については、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅等で健康観察を行う。
感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。(可能であれば治癒証明書)

ウ 県教育委員会(設置者)は、保健所への調査協力や施設の消毒等のため、当該学校を臨時休業とする。

エ 県教育委員会(設置者)は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。

- ・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置
- ・学校医や学校薬剤師と相談して校内で必要な対応(健康状況把握、消毒等)が適切に実施

② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合

ア 保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校に情報提供があった場合、当該学校は県教育委員会(設置者)に情報提供する。

イ 学校は、当該児童生徒を保健所が指定する期間出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とし、服務上の取扱いは特別休暇とする。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)の中には、呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日(出席停止として記録)」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、自身の家族に発熱等の風邪症状があるときには、医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する学級の教室には入らないようにする。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室

内で学 習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

(4) 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

① 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

② 県外

県の基本的対処方針により対応する。

2 学校給食（昼食）に関すること

(1) 以下の事項を徹底する。

・ 食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。

- ・ 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- ・ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ・ 対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- ・ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

(2) 配膳時での感染防止の工夫

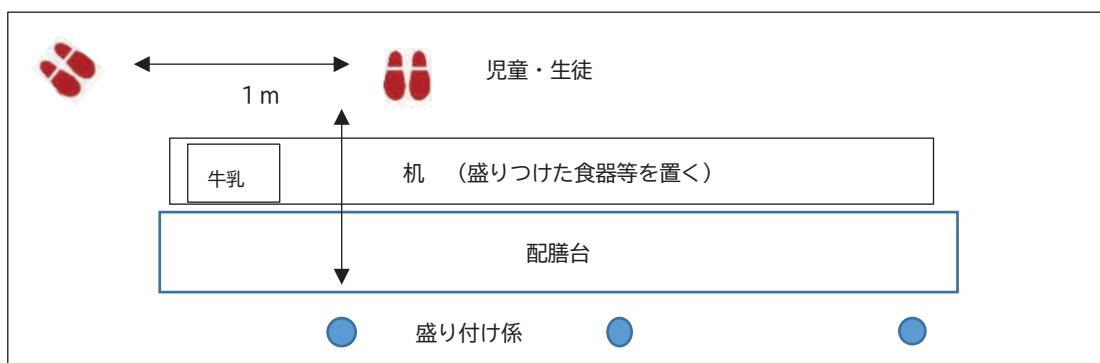
- ・ 健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢など）
- ・ 清潔なエプロン・マスクを着用する。
- ・ コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。（片付け時も同様にする）
- ・ 配膳中の会話を控える。
- ・ 短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。

（例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等）

(3) 配膳方法の工夫（学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する）

- ・ 児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。

（配膳のイメージ）



- ・ 間隔を1m以上空ける。テープ等で床に印をつける。
- ・ 配膳台の前に机を置いて、盛り付け係と児童生徒の距離を1m以上空ける。
- ・ 盛り付け係の間隔は、できるだけ離れて立つ。

(4) 片付け時の工夫

- ・配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔（最低1 m）を空ける等、密集を避ける。
- ・残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

3 公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

- (1) 教職員が感染した場合
- (2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
- (3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合
- (4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
- (5) 教職員が検疫法による停留や、感染症予防法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
- (6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

4 その他

(1) 定期健康診断について

- ・健康診断項目のうち、心疾患に係る検診及び結核検診、腎臓検診は、突然死の防止や感染症予防等生命に関わるものであることから、集団感染のリスクを下げる工夫をしてなるべく先行して実施する。（4月10日付け文部科学省事務連絡）
- ・新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく健康診断の実施について」（5月1日付け2教保第50号）を考慮し、実施できる体制が整い次第行う。
- ・宿泊を伴う行事や対外運動競技等については、定期健康診断終了後に実施する。

(2) 学校内で体調不良となった児童生徒への対応

- ・保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
- ・体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。
- ・帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。
- ・室内の換気を徹底する。（15分間隔）
- ・保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。
- ・ベッドの配置は、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテンを設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないように工夫する。

- ・ リネンについては、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。

(3) 学校図書館の本の貸し出しについて

- ・ 図書館に出入する際には必ず手洗い（アルコール消毒含む）を行う。
- ・ 読書前後の手洗いと読書中のマスクの着用を徹底する（各ページにウイルスが残存している可能性を考慮）
- ・ 本はピーコートなど劣化を防ぐ処置を施し、返却時に、表面などを可能な範囲で消毒（次亜塩素酸等）を行う。
- ・ 館内の換気を徹底する。

(4) サーベイランス・情報収集

- ・ 感染症情報システムへの入力を実践を行う。また、地域の風邪症状の把握や県が HP に掲載する感染症情報などから感染状況を把握し、早期に感染予防対策を検討する。

(月) 新型コロナウイルス感染症についての健康チェックカード

(別紙)

年 組 氏名

朝の体調について、今日の日付の欄に○をしてください。ご家族の検温等、健康状態の確認にもご協力をお願いします。

①～⑦に○がつかない場合は登校し、カードを学校へ提出しましょう。

| 体調はいいですか？ | 日 付 | | | | | | |
|--------------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|
| | / | / | / | / | / | / | / |
| 朝の体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| ① からだがだるい からだがおもい | | | | | | | |
| ② 息苦しさがある (いつもとちがうくしさ) | | | | | | | |
| ③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある | | | | | | | |
| ④ 頭痛がある | | | | | | | |
| ⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある | | | | | | | |
| ⑥ においや味を感じない | | | | | | | |
| ⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる | | | | | | | |
| ⑧ ⑦に該当する方の体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| ⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する) | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 保護者のサイン | | | | | | | |

| 体調はいいですか？ | 日 付 | | | | | | |
|--------------------------------|-----|---|---|---|---|---|---|
| | / | / | / | / | / | / | / |
| 朝の体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| ① からだがだるい からだがおもい | | | | | | | |
| ② 息苦しさがある (いつもとちがうくしさ) | | | | | | | |
| ③ のどの痛み・咳・たん・鼻水・鼻づまりがある | | | | | | | |
| ④ 頭痛がある | | | | | | | |
| ⑤ 吐気・嘔吐・下痢がある | | | | | | | |
| ⑥ においや味を感じない | | | | | | | |
| ⑦ 一緒に住んでいる家族に熱やだるさなどで具合の悪い人がいる | | | | | | | |
| ⑧ ⑦に該当する方の体温 | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| ⑨ 昨夜の体温(家に帰ってから検温する) | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ | ℃ |
| 保護者のサイン | | | | | | | |

別紙2 各教科等の指導における感染症対策について

1 共通事項

- (1) 児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っただけの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
- (2) 複数の児童生徒が共用で教具（実験器具、体育器具、用具等）を使用する場合、適切な消毒、手洗いの徹底を行う。また、可能な限り一人一つずつ教具の準備を行う。
- (3) 探究学習におけるフィールドワーク等、外部の方と交流する場合、電話やFAX、Web会議システム等を活用する。
- (4) 室内で児童生徒が密集して長時間活動するグループ学習は、年間の指導順序を変更する。また、教師による適切な事前・事後指導と家庭における学習の組合せによる指導計画を立案する。

2 音楽科

- (1) 室内で児童生徒が近距離で行う歌唱指導や集団での合奏等、身体の接触を伴う活動等の年間の指導順序を変更し、楽曲を聞く、曲を創作するなどの活動を優先して行う。
- (2) 動画を活用して、歌唱や楽器の指導を行う。
- (3) 音楽室では人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

3 家庭科、技術・家庭科

- (1) 集団で行う調理実習等は、年間計画の後半に変更する。または、動画で調理方法を説明し家庭で実践して、レポート作成や調理の撮影をし、教室などで見合う。
- (2) なるべく座学の授業を優先的に行う。
- (3) 向かい合う活動にならないようにし、同じ方向を向いて実施する。換気を十分に行う。
(調理実習・裁縫・技術)
- (4) 実習室だけでなく教室でもできる活動は児童生徒を2つのグループに分けて行う。指導が必要な場合は書画カメラや電子黒板などを活用する。

4 体育科、保健体育科

- (1) 児童生徒が密集する運動や近距離で絡み合ったり接触したりすることが多い運動等は、年間の指導順序を変更し、個人でできる種目やネットを挟んだ種目などを優先して行う。
(例)・陸上―間隔を取り、短・長距離走及びハードル走などの走運動と走り幅跳び及び走り高跳びなどの跳運動。
リレーについては、バトンを使用しないなどの工夫。
 - ・ダンス―体育館をいくつかのグループに分け、個人で演技。動画を撮影し見合う。
 - ・テニス、卓球、バドミントン―用具を共有せず、シングルで対戦。
- (2) 可能な限り授業を屋外で実施する。ただし熱中症に注意する。集合、整列する際は児童生徒の間隔を十分に確保する。
- (3) 体育館等では、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにする。

5 職業科（実習）

- (1) パソコンを使う実習は、向かい合わせにならないようにレイアウトを変更して行う。（商業）
- (2) 同じ器具を使う場合は、手洗いを徹底し、適切に消毒する。（商業・工業・農業）
- (3) 屋内での実習作業は密にならないように人数を制限し、換気を十分にしている。（工業・農業）
- (4) 見学することも学習と捉えて、実習の様子をライブ映像で流し、教室で見学する。（授業の後半、または時間を決めて交代で行う）

別紙3 学校行事等の実施について

1 基本的な考え方について

- (1) 学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものである。それぞれの行事の意義や必要性を確認しながらも、感染拡大防止の観点から、リスクの高い活動を回避する対策を講じる。
- (2) なお、感染拡大防止のための措置を講じてもなお、安全な実施が困難であると考えられる場合は、中止又は延期する。

2 主な行事等における具体的対応

- (1) 文化祭
 - ・ 学校外から不特定多数の来校者があり、児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、一斉休業により準備期間も十分確保できていないことから、中止又は延期、あるいは開催方法等を工夫して開催する。
 - ・ 開催方法等を工夫して開催する場合（規模を縮小した発表会形式での開催、ICTを活用した開催方式の工夫等）は、十分な感染回避のための対策を講じる。ただし、この場合も、当面の間、一般公開、模擬店等は感染リスクが高いことから実施を見合わせる。
- (2) 体験入学
 - ・ 中学生にとって、高校選択のために重要かつ貴重な機会であることから、実施の方向で検討する。ただし、中学校の夏季休業短縮、文化祭実施時期等に配慮し、7月に予定している場合は、原則として9月以降に延期する。
 - ・ 開催に当たり、多数の参加者が予想される場合は、午前・午後の開催、複数日開催、多人数が一堂に集まらない等の対策を講じる。
- (3) 進路説明会、企業説明会、職場見学など
 - ・ 3年生（定時制・通信制については4年生）の進学、就職など進路選択に直接関連する行事、活動等については、その意義と重要性を考慮し、十分な感染回避のための対策を講じた上で実施する。
- (4) 修学旅行
 - ・ 児童生徒が密集して長時間活動する行事であることに加え、移動に伴う感染リスクが高いことから、当面の間、実施を見合わせるが、教育的意義や児童生徒の心情等に配慮し、中止ではなく、延期や旅行先の変更等を検討する。

別紙4 部活動について

1 段階的な再開

再開当初は、心身の状況を十分に踏まえて慎重に活動計画を立て、過度な負担のかかる活動を避けるなど、怪我防止等に十分に留意する。特に6月14日までは心身のパフォーマンスを段階的に回復させるため、活動は平日のみに実施する。

<参考> 運動パフォーマンス回復のための活動計画の例

| 期 間 | 6月7日まで | 6月8日から14日 | 6月15日から21日 | 6月22日以降 |
|------|---------------|---------------------|------------------|-----------------|
| 期分け | 準備期 | 練習再開期 | 適応期 | |
| 目 的 | 体幹の強化 活動準備 | 体力・技術練習の アイドリング期 | 基礎体力の再構築 技術練習 | 基礎体力の向上 技術練習 |
| 強 度 | 40%程度 | 50%程度 | 70%程度 | 80%程度 |
| 活動時間 | 30分程度 | 60分まで | 90分まで | 90分まで |

※運動部に所属する児童生徒向けのパフォーマンス回復に向けた活動例となる動画等を作成し、ホームページで公開しているので参考にしてください。

2 感染防止対策の徹底

(1) 全般に係ることについて

- ア 児童生徒本人と保護者に活動計画、内容等を周知した上で、児童生徒本人と保護者の意向を尊重し、参加の強制はしない。
- イ 児童生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。
- ウ 活動前後の手洗い及び咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底する

(2) 感染リスクに十分配慮しなければならない活動等について

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討する。その場合、感染リスクの高い活動（密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発生したりする活動）の実施は慎重に検討する。

(3) 部活動で使用する用具等の扱いについて

- ア 部活動で使用する用具等については、使用前後に消毒を行うとともに、児童生徒間で不必要に使い回しをしない。また、児童生徒は、用具等の使用前後に手洗い、消毒等をする。

例 飲料用ボトルやタオル・ビブスなどの共用はしない。

- イ 共用を避けることが難しい用具等（ボール、トレーニング器具、楽器、実験器具等）を使用する場合は、活動中・活動後にこまめに手洗い、消毒等をする。

例1 練習メニュー毎にボールの消毒及び手指の消毒又は手洗いをする。

例2 こまめに床の清掃をする。

(4) 活動場所、部室、更衣室等の使用について

- ア 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし、気温の高い日などは、熱中症に注意すること。
- イ 体育館・柔剣道場・音楽室・教室等の屋内で活動する際には、その場所のドアは

広く開け、常時2方向の窓を同時に開けて換気を行う。困難な場合には、こまめに換気をする。また、屋内においては長時間の活動を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数の利用とし、多数の児童生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

ウ 部室や更衣室等の利用に当たっては、少人数で短時間の利用とし、「三つの密」を避けることに留意する。更衣後は、ドアを開放して換気する。

(5) 対外運動競技、合同練習会、合同発表会等について

ア 健康診断を実施し、児童生徒の健康状態が把握できるまでは対外運動競技等に参加しない。

イ 当面の間、児童生徒の感染リスクや活動不足による怪我等のリスクを避けるため以下の活動は行わないこととする。

- ・他校との練習試合や合同練習会、県内外遠征、合宿
- ・不特定多数の人が集まるような発表会、演奏会等

(6) その他

運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取り扱いに準じること。

児童生徒の心のケア等について

教育相談係や生徒指導係等が中心となり、学校再開後、早い段階で心のケア等の取組を進めましょう。

1 子ども自身がチェック票に記入（チェック法）：【資料1】

すべての子どもが、表面上は元気そうに見えても、新型コロナウイルス感染症に伴う長期休業により何らかの影響を受けていることが考えられます。そこで、学級担任等が、「心と体のチェック票」（資料1）を活用して、心身の健康状態の把握を行いましょ。心の中にある心配事を記入することができるよう落ち着いた雰囲気で行いましょ。

子どもたちへチェック票を配布し、チェック項目の内容を説明するなどしながら回答を進めていしましょ。記入が困難な子どもについては、担任が聴き取って記入したり、かわりのある職員や保護者が記入したりするなど実情に応じて工夫しましょ。

チェック票回収後、学級担任等はチェック票から、一人一人の子どもの様子をつかみましょ。（学級担任のみに任せることなく、学年や全職員によるチーム体制で実施）

2 子どもから直接聴き取る（聴き取り法）：【資料2】

個別面談等の時間を設定し、チェック票の気になる点などを本人から直接聴き取りましょ。その際は、「児童生徒聴き取り票」（資料2）を活用して、担任や子どもが相談しやすい先生が、詳しく聴き取った子どもの様子を記録しておきましょ。

子どもの心身の状況を理解するためには、積極的に関心をもって注意深く聴くことが必要です。その時、言語メッセージだけでなく、非言語（表情、しぐさ、声の調子）から、言葉の背後にある感情を受け止めて共感することが大切です。

また、「あいづち」、「うなずく」、「繰り返したり要約したりする」、「感情を言い換えたり、質問したりする」という傾聴の技法を用いることが有効です。ここで見えてきた子どもの気もちや考えを尊重し、安心感を得ることができるようにしましょ。そのためには、教職員が、子どもの考えや感情をそのまま受け止める態度や姿勢を示すことが大切です。

3 情報を共有、必要に応じて専門家と連携して支援にあたる：【資料1、資料2】

チェック票や聴き取った情報は、養護教諭、教科担任、学年会等で共有しましょ。気になる子どもについては管理職に連絡し、支援会議等を開催して支援の方針を確認しましょ。また、保護者との個別懇談を早期に実施して、詳しい状況を確認し、学校と家庭で協力して取り組める支援について検討しましょ。

登校できない子どもに対しては、電話連絡や家庭訪問等を行い、家庭の状況や健康状態の把握に努めましょ。チェック票を家庭で子どもに書いてもらい、支援の資料とすることも考えてみましょ。

相談機関・医療機関、SCやSSW等の専門家の支援が必要と思われる場合は、保護者や子どもと話し合い、相談窓口や医療機関の紹介等を行うとともに、専門家と連携して継続的な支援を進めましょ。

【引用・参考文献等】

- ・「子どもの心身のケアハンドブック～いつもと違う子どもの言動に気を配る～」：新潟市教育委員会：2020.4
- ・「家庭で過ごす期間の子どものストレスとその対応～保護者・教職員向け～」：早稲田大学教育学部：本田恵子：令和2年
- ・「子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」：文部科学省：平成26年

小学生用

こころ からだ ひょう
心と体のチェック票

自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまるところ番号に○をつけてください。

1：全くあてはまらない 2：あまりあてはまらない 3：ややあてはまる 4：よくあてはまる

| | | | | | |
|----|---------------------------|---|---|---|---|
| 1 | 心配でいらいらしておちつかない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 | むしゃくしゃして乱暴になった | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3 | たくさん手を洗っても心配だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4 | よく眠れない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 頭やおなか痛くなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6 | だれかが「せき」をすると怖くなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7 | 仲良しの友だちでもさわられるといやな感じがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8 | 悲しかったことの夢を見る | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9 | こわいことを思い出す | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10 | ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11 | たくさん人がいるところが怖い | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12 | すぐにわすれたり、思い出せなかったりすることがある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13 | 家にいるとおちつかない | 1 | 2 | 3 | 4 |

※ 今の気持ちを書いてみましょう。絵でかいてもいいですよ。

※ 気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか？【 先生】

中学生・高校生用

心と体のチェック票

年 組 番 名前

自分の心や体の様子を知るために、この1週間の自分の様子を振り返り、あてはまると思う番号に○をつけてください。

1：全くあてはまらない 2：あまりあてはまらない 3：ややあてはまる 4：よくあてはまる

| | | | | | |
|----|-------------------------|---|---|---|---|
| 1 | 心配でいらいらして落ち着かない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 | 気持ちがむしゃくしゃしている | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3 | たくさん手を洗っても心配だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4 | 眠れなかったり、途中で目が覚めてしまったりする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 身体がだるく感じる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 6 | 誰かが「せき」をすると怖くなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7 | 仲良しの友だちでも触られるといやな感じがする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 8 | 悲しい気分になる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9 | 不意に怖いことを思い出す | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 10 | ふざけて新型コロナウイルスにかかったマネをする | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11 | たくさん人がいるところが怖い | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12 | 勉強に集中できない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13 | 家にいると落ち着かない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 14 | 時々、自分を傷つけたくなる | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 15 | 悩みを相談できる友だちがいない | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 16 | 新型コロナウイルスのせいで不幸になったと思う | 1 | 2 | 3 | 4 |

※ 今の気持ちを書いてみましょう。

気になることがあったら、先生に相談しましょう。どの先生に相談しますか？【 先生】

【教職員用】児童生徒聴き取り票

資料2

年 組 番 名前

| 質問項目 | 聴き取った内容 |
|---|---------|
| 1 食欲がないときがありますか | |
| 2 眠れないことがありますか | |
| 3 からだの面で、どこか調子が良くないなあと最近感じることがありますか ・おなかや頭が痛い、皮膚や目がかゆい等の身体症状 | |
| 4 気持ちの面で、落ち着かなかつたりイライラしたり落ち込んだりすることが最近ありますか | |
| 5 学校生活や家庭生活上で、最近悩んでいることや困っていることがありますか | |
| その他（子どもの表情、しぐさ、声の調子など） | |

【聴き取った内容により、支援の緊急性を検討しましょう。】

（裏面：語り掛け例等）

児童生徒聴き取り票

【教職員語りかけ 例】

- 久しぶりに〇〇さんに会えてよかった。先生、うれしいよ。
- ずっと家にいなくてはいけなくて、友だちと会えなかったり、思う存分身体を動かすことができなったりして、つらかったね。
- やっと学校生活が再開したけれど、今の気持ちはどうかな。うれしい気持ちもあるかもしれないし、ちょっと心配な気持ちもあるかもしれないね。
- ここ1週間くらい〇〇さんの心と体の様子や学校が再開しての今の気持ち、困っていることがあれば先生に話してくれるかな。心配なことがあれば一緒に考えていくよ。
- 聴き取りが終わったら、「話してくれてありがとう、困ったことがあったらいつでも聞くからね」等のあたたかな一声をかけましょう。

※ 質問項目とあわせて、事前に児童生徒が書いた「心と体のチェック票」で気になる点等を本人から詳しく聴き取り、相談に乗りましょう。

※ 相談内容によっては、学級担任には話しにくいというケースもあります。児童生徒の話しやすい先生等を確認して、児童生徒が確実に悩みを相談できるようにしましょう。

※ 児童生徒によっては、抱える悩みを言葉では表現できないケースもあります。保護者と連携して情報を共有しながら支援の必要性を検討しましょう。

別紙6 特別支援学校における配慮について

特別支援学校については、支援・指導の際に接触が避けられないことや、重篤化する基礎疾患等を有する児童生徒が多いこと、多くの児童生徒がスクールバスや寄宿舎を利用していること等の課題を抱えていることから、以下に留意し教育活動を進める。

1 スクールバスの運行

スクールバスの運行に際しては、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにするとともに、可能な範囲において、一つひとつの条件が発生しないように以下の点に留意する。

- ① 児童生徒の安全に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ② 乗車前に健康観察を行い、発熱等が認められる者は乗車を見合わせる
- ③ 運行方法の工夫等により、乗車密度を下げること
- ④ 会話を控えることやマスクの着用について指導すること
- ⑤ 手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ⑥ 多くの児童生徒が触れるドアノブ等を消毒すること
- ⑦ スクールバスの感染防止対策について保護者に説明すること

2 障がい特性等を踏まえた衛生管理等

特別支援学校に通う児童生徒の障がいの特性を踏まえ、教育活動の際には、以下に留意して衛生管理等を行う。

(1) 視覚障がい

- ① 児童生徒が移動の手掛かりとしている点字表示や手すりなどを毎日消毒すること
- ② 触覚教材や拡大教材等の共用を可能な限り避け、やむを得ず教材を共用する場合は利用の都度消毒や手洗いをを行うこと
- ③ 点字図書の利用の際はマスクを着用し、手で鼻や口を触れないよう指導すること

(2) 聴覚障がい

- 指導の際は口元が見えるフェイスシールドの使用や文字情報の提供など、コミュニケーションに必要な配慮をすること

(3) 知的障がい

- ① 障がいの程度や発達の段階に応じて、基本的な感染症対策を、個々の児童生徒の実態に即した図や絵等を用いてわかりやすく示すこと
- ② 自ら発熱や体調不良等の身体症状を訴えられない児童生徒もいることから、注意深く健康観察を行うこと

(4) 肢体不自由

- スイッチ教材やマット、歩行器等の器具については、使用前に消毒を行うこと

(5) 病弱

- 児童生徒が入院している場合は、病室に持ち込むことができない教材・教具や補助具等もあるため、病院に相談するなど、教材等の提供について検討すること

3 身体的接触を伴う場面での配慮

(1) 食事・歯磨き・着替え等

- ① 原則として、同時に複数の児童生徒の介助は行わないこと
- ② 児童生徒の口等を拭いたティッシュペーパー等は、ビニール袋に密封して破棄すること

(2) トイレ支援

- 児童生徒の排泄中の姿勢保持においては、排泄物の飛沫に留意すること

(3) 移動

- 児童生徒同士が手をつないだ後には、手洗い等の指導を行うこと
- なお、(1)～(3)の場面では、手洗いや手指消毒を一人ひとりの支援ごとに行うこと

4 寄宿舎における留意事項

(1) 舎室等

- ① 部屋割りの工夫等により、部屋の密度を下げること
- ② 同じ部屋で複数の生徒が過ごす場合には、マスクを着け、できるだけ2m（最低1m）の間隔を

とるよう配慮すること

(2) 洗面・食事・入浴等

- ① 洗面の際は、使わない蛇口を指定しておくなど間隔を十分にとるようにすること
- ② 食事の際は、1 m以上の間隔をとり、向かい合わないように座席を配置し、配膳は職員が行うこと
- ③ 入浴は、できる限り個別での入浴指導を行うこととし、衛生管理を徹底すること

5 その他

(1) 自立活動

教師と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられることから、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行うこと

(2) 交流活動

- ① 学級、学年、部単位での学校間や地域との交流については、多人数での交流となるため、当面の間、行わないこと
- ② 個人で参加する副学籍校交流や居住地校交流については、相手校と連絡を取り合い実施について判断すること

(3) 就労支援

- 現場実習等は、受入企業等と事前に十分連絡を取り合い、企業等の了解を得ることができた場合は、感染リスクを回避するための徹底した対策を講じた上で、実施すること

(4) 教育相談

- 来年度入学や転入を考えている児童生徒等の相談や見学については、参加人数を必要最小限で行い、体験活動は行わないこと

新型コロナウイルス感染症への対応について

令和2年5月27日
長野県教育委員会

1 県立学校の休業等の状況

- 国からの要請に基づき、一斉臨時休業
(3月2日または3日から春季休業の開始日まで)
- 県の「感染対策強化期間」(4月9日から4月22日)に対応し、臨時休業
(4月10日または11日から4月24日まで)
- 国の緊急事態宣言の発令(4月16日)を受け、5月6日まで一斉休業
- 国の動向を注視しつつ、一斉休業を当面、5月10日まで延長
- 国の緊急事態宣言の延長(5月4日)を受け、一斉休業を5月22日まで延長
 - ・5月16日から5月22日までの間は、授業を行わない分散登校を実施
 - ・5月23日から、授業を行う分散登校を実施

2 子どもの学びを保障するための取組状況

- (1) 県と市町村が目標を共有し、連携して一緒に取り組むため、「子どもたちの命・健康を守り、学びを継続するための施策の方向性」を策定
(別紙1 4月17日策定)
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据え、県教育委員会をあげて子どもたちの学びを保障するため、目的を明確にした特別チームを編成
(別紙2 5月1日設置)

3 県教育委員会の所管施設の休業状況

県外から人を呼び込む施設は、5月31日まで休館することとし、主として県民が使用するための施設については、5月15日まで休館することとした。

| | |
|-----------|---|
| 県立歴史館 | 4月15日～5月31日まで休館 |
| 県立武道館 | |
| 白馬ジャンプ競技場 | |
| 望月少年自然の家 | 4月18日～5月15日まで全施設休館 宿泊・室内施設は5月31日まで休館 |
| 阿南少年自然の家 | |
| 県立図書館 | 4月18日～5月15日まで休館 |
| 長野運動公園野球場 | |
| 県営上田野球場 | |

子どもたちの命・健康を守り、学びを継続するための施策の方向性

令和2年4月17日
長野県教育委員会

県内で学ぶすべての子どもたちが、この新型コロナウイルス感染症の危機から立ち直るためには、県と市町村が目標を共有し、連携して一緒に取り組んでいくことが重要です。

このため、Ⅰの状況認識のもと、Ⅱに掲げる取組方針に沿って施策を展開してまいります。

I 状況認識

- 新型コロナウイルス感染症については、東京をはじめ都市部を中心に感染者が急増し、感染経路が不明な感染者も増加。国においては、4月7日特措法に基づく「緊急事態宣言」を東京都など7都府県に発出
- 長野県は、感染者の発生が7医療圏まで拡大するなど、域内感染発生期（レベル2）へのリスクが高まっているとして、4月9日から4月22日までの2週間を県内の拡大防止のために重要な「感染対策強化期間」とした。
- 県教育委員会は、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部の決定を受け、県立学校を4月10日から2週間の臨時休業とした。
- 4月16日、国は7都道府県に出されていた緊急事態宣言を全国に拡大
- 県教育委員会は、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部の決定を受け、県立学校を4月18日から5月6日まで一斉休業とすることとした。
- 新型コロナウイルス感染症については、現時点では、今後の終息を見通すことは極めて困難であり、再度の休業や、学校を再開したとしても、分散登校など、制限された状況での学校運営が想定される。
- このような状況下、子どもたちの学びをどのように保障していくかは大きな課題
- このため、

■ 子どもたちの命・健康を守る

■ 子どもたちの学びへの影響を最小限に抑える

という2つの観点から、状況の変化に注視しながら、必要な施策を着実に進める。

Ⅱ 取組方針

1 子どもたちの命・健康を守る

地域の感染状況に応じて、学校設置者としての判断により休業措置を行うことや学校を再開する場合でも分散登校を段階的に行うなど、子どもたちの命・健康を守ることを第一に考えます。

また、学校における基本的な感染症対策を徹底するとともに、登校等に不安を感じる児童生徒に対しては心のケアを含め、適切な対応を行います。

【県立学校・市町村立学校での対応】

- 学校内、部活動等における基本的な感染症対策（手洗い、咳エチケット、消毒等）や3密を避ける取組（換気、密集しない工夫、マスクの着用等）の徹底
- 児童生徒に対し、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識をもとに、差別や偏見を生まない指導の徹底
- 担任や養護教諭の家庭訪問等により直接児童生徒や保護者と面談するなど、心身や生活状況の確認や相談、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーと連携した心のケア等を行う。
- 不安を感じ、登校を見合わせた児童生徒については、校長が出席しなくてもよいと認めた日とし、欠席扱いとしない。

2 子どもたちの学びへの影響を最小限に抑える

(1) 学校を閉じても学びは止めない

学校の休業や分散登校など平常時の授業を行うことが困難な場合においても、子どもたちの学びを保障できるよう、家庭と連携し、遠隔教育の実施など学校や児童生徒の実情に応じて、家庭等でも学び続けられるように取り組みます。

① 休業中でも学習評価につながる学びの環境整備

学校に登校できない児童生徒に対して家庭学習を充実させるとともに、その成果を学校における学習評価に反映できる仕組みを構築する。

【県立学校・市町村立学校での対応】

（地域や学校の状況に応じた学習機会提供の充実）

- 学習プリント等の紙媒体の教材配付
- 児童生徒の障がい特性に応じた教材や支援の提供

- メールやHP等を利用した課題の配信
- ケーブルテレビ等を活用した授業の配信
- NHKEテレのTV放送を活用した学習（臨時休業中の児童生徒向け番組）
- インターネット上にアップされている学習ポータルサイトや授業動画等の活用
- 民間事業者のサービスを活用し、各校独自の教材や授業動画等の配信
- テレビ会議システム等を活用し、双方向型のオンライン授業の実施

(学習評価に反映できる仕組みの構築)

- 家庭学習を評価につなげる方法の検討
- 学習課題等の確認方法の工夫
 - ・登校日や分散登校等による課題の受け取り
 - ・家庭訪問や郵便等による課題の回収
 - ・民間事業者のサービスを活用した課題の受信
 - ・オンライン授業による課題の確認

【県教育委員会による支援】

- 学習プリント集や授業動画の充実
- 『長野県学びポータルサイト』（仮称）を構築し、教材、授業動画、主体的な学びへの動機づけ資料、家庭でできる運動動画等を一括配信
- 学習機会の提供、学習評価の方法に関する好事例の収集及び提供

② 今回の教訓を踏まえ、すべての学校でオンライン授業を実施するための環境整備

ICT端末や通信環境の整備は、地域・学校により様々であるが、不測の事態により児童生徒が登校できない場合に備え、GIGAスクール構想の早期実現について、市町村に対しても呼びかけ、学びが継続できる環境を早急に整備する。

【県立学校・市町村立学校での対応】

(ハード面の整備)

- 義務教育段階における児童生徒1人1台端末の整備を進め、子どもが家庭に持ち帰ってオンライン授業を受けることができるよう環境を整備
- 無線LAN環境のない家庭に対するモバイルルータの貸し出し
- 児童生徒の障がいに対応した入出力支援装置の整備

(ソフト面の整備)

- ハード面の整備が完了するまでの間に教師側のICT活用習熟度を段階的に向上

<例>

習熟度1:生徒の出欠や健康観察等ができる程度のテレビ会議システムの活用に慣れる
習熟度2:授業支援用アプリケーションの使用方法に慣れる
習熟度3:テレビ会議システムと授業支援用アプリケーションを使った双方向のオンライン授業に慣れる

- 各家庭に対し、ICT機器活用にあたって必要な情報の提供及び理解の向上

【県教育委員会による支援】

(ハード面の整備)

- 県企画振興部と連携し(スマートエデュケーションPJチーム)、ICT機器導入にあたっての課題等に対する相談支援

(ソフト面の整備)

- 教員の習熟度の内容を具体的に設定し、市町村教育委員会や学校等に指導主事、県職員等を派遣して研修を実施
- 児童生徒が家庭で安心してオンライン学習に取り組むための準備
 - ・ICT機器活用に関する保護者用パンフレット等を作成
 - ・児童生徒の障がいの特性に応じた活用方法の説明
 - ・機器の設定や操作方法を説明した動画、情報セキュリティ・情報リテラシーに関する動画を『長野県学びポータルサイト』(仮称)で公開
 - ・情報通信環境が未整備で不安を抱える家庭に対する操作方法の説明

(2) 学びを加速する

休業が長期化し、教育課程の実施に支障が生じる事態も想定される中、学校の再開に向け、休業期間中の学習の遅れを取り戻すための計画をたてておくこととともに、より効果的な授業を行うことができるよう環境整備に取り組みます。

【県立学校・市町村立学校での対応】

(学校での学び)

- 授業時間の確保(時間割編成の工夫、学校行事の精選、長期休業期間の短縮等)
- ICTを活用したより効果的な授業のための工夫
- 放課後等の時間を活用した補習の実施

(家庭等での学び)

- (1)の②を踏まえたICT活用による家庭学習の充実

【県教育委員会による支援】

- 学習指導員等非常勤講師の配置
- 安心して受験(高校入試)ができる環境の整備

新型コロナウイルス感染症影響下における学びの保障について

長野県教育委員会

1 趣旨

新学期開始からひと月の休業期間を経ても、今後の学校運営の展開は不確実であり、新型コロナウイルス感染症の影響は長期に及ぶことが予想される。

新型コロナウイルス感染症影響下の教育活動については、日々の学習から卒業後の進路指導まで、従来とは大きく異なる対応が求められる。

特に日々の学習については、家庭における遠隔学習と分散登校による学校での教育活動を組み合わせた今までにない形の教育により、子どもたちの学びを保障していく必要がある。また、家庭における学習でも、従来の印刷物による方式(オフライン型)だけではなく、今後はデジタルによる方式(オンライン型)の学習も必至である。

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を見据える中で、長野県教育委員会は組織をあげて子どもたちの学びを保障するため、目的を明確化した特別チームを編成し、市町村立学校については市町村教育委員会とも連携して、学校現場をこれまで以上に支援していく。

2 学びの現状と課題

臨時休業が続く中、県内の学校では、地域や学校の状況に応じた学びの継続を図っているところである。しかしながら、通常登校ができず、対面指導による授業等が実施できないことなどから、以下のような現状と課題が生じている。

- (1) 学校から家庭学習の課題は出されるものの、児童生徒が家庭で自分の力で理解を深めることに個人差が生じている。ICT環境整備状況が学校や家庭によって異なり、オンライン学習の実施に差が生じている。
- (2) 学校では家庭学習を課し、教師がその状況や成果を確認しているが、その家庭学習を学習評価に反映させる方法が不明確である。また、高校においては、オンライン学習の単位認定について国の方針が不明確である。加えて、年間指導計画の修正とともに詰め込みに陥らないための配慮も必要。さらに令和3年度入学者選抜を安心して受検できる環境づくりが必要。
- (3) 障がいのある子どもたちの家庭学習では、障がいの状態や特性を踏まえた専門性の高い支援が必要。また、普段と違う生活が続く中、生活リズムが整わず情緒や行動の不安定さが増大するため、保護者への支援が必要。
- (4) 休業が長期にわたり、児童生徒の不安や保護者、教員のストレスが増大している。休業中と学校再開後の児童生徒の心のケアが必要。また、運動不足も懸念。
- (5) 新型コロナウイルス感染症は未知の部分が多いため、児童生徒、保護者、教職員が安心・安全に学校で学び、教えることができる環境の整備が必要。また、感染者、濃厚接触者、医療従事者等への差別や偏見が生じている。
- (6) 就職については、例年通りの求人があるか予測ができず、生徒・保護者が不安を抱えている。また、大学入試においても、新制度への移行に対する不安があるとともに、長引く休業による学力不足や、出題範囲及び学力の評価方法の変更等に対して不安を抱えている。

3 今後の対応

上記2の課題に対応するため、特別チームを編成し、常に進捗管理を行いながら取り組んでいく。その際、必要となる制度改正等については、国に対して積極的に提案していく。

(1) 学びの継続推進チーム

目的：新型コロナウイルス感染症の学習への影響を最小限にするため、オフライン方式とオンライン方式をフル活用した学校と家庭での学習方法の最適な組み合わせを構築する。

- 遠隔学習の効果的な進め方についての知見の共有、現場の実践支援
- オンライン学習の順次実施に向けた教員の技能向上及び家庭向け支援
- 遠隔学習と分散登校による学習の効果的な組み合わせの例示

(2) カリキュラム研究チーム

目的：休業中に未実施の授業を補うための年間指導計画の策定や自宅等で行った学習の評価方法の構築、令和3年度入学者選抜を安心して受検できる環境を提供する。

- 遠隔学習の学習評価、授業時数等への反映方法について、制度上の扱いも含めた検討
- 年間指導計画の修正モデルの提示（行事、夏休み等の見直しを含む。）
- 休業等の状況を踏まえた県立中学校、高校の入試の実施方法の検討

(3) 特別支援教育チーム

目的：障がいのある子どもたちの家庭における学びと生活を多方面から支援するとともに、ICTを活用した効果的な学びを推進する。

- 障がいの状態、特性に応じた適切な遠隔学習の実践についての支援
- 障がいのある子どもの保護者が抱える困難に対する支援
- 卒業後の進路選択に向けた支援

(4) 心と体サポートチーム

目的：学習・生活環境が大きく変化する中で、常に児童生徒、保護者、教職員の不安を解消するとともに、行動が抑制される中であっても個々の体力を維持する。

- 子どもたちの心のケアをきめ細かく行う相談支援の強化
- 関係機関と連携した困難を抱える家庭への支援
- 家庭で行える体力づくりの実践例等の提供による支援

(5) 感染症対策チーム

目的：新型コロナウイルス感染症に関する最新の知見を収集し、学校における感染を防ぐとともに、差別や偏見が生じない取組を徹底する。

- 最新の知見を踏まえた学校における感染症対策の指導・助言
- 差別、偏見を根絶するための取組支援

(6) 進路支援チーム

目的：今後の社会・経済等の動向を的確に把握し、来年度卒業する生徒が安心して進路を選択できるようにする。

- 変化する雇用情勢への対応及び就職採用活動の時期・方法等の検討
- 高校休業等の状況により相当の変更が予想される大学入試への的確な情報提供及び指導

文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」への
本県の対応について

1 文部科学省の地域の感染レベルと長野県の感染警戒レベル

| (国) 専門家会議 | (文科省) 地域の感染レベル | (参考)(長野県)感染警戒レベル |
|--|---|--|
| <p>「特定警戒都道府県」 【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断</p> | <p>レベル3 <u>生活圏内の状況が「特定警戒都道府県」に相当する感染状況である地域</u> (罹患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者を劇的に抑え込む地域)</p> | <p>レベル3 「域内まん延期」 ①レベル2の①又は②に相当する事例が多数発生(概ね3件以上。ただし、①と②の要件を同時に満たす等リスクが極めて高い事例の場合は2件とする) ②クラスターが複数発生</p> <p>レベル2 「域内感染発生期」 ①感染経路が特定できない者が発生 ②単発的なクラスターが発生又は感染者の濃厚接触者が特定できず、クラスターを形成するおそれがある事例が発生</p> <p>レベル1 「域内発生早期」 感染者数に関わらず、感染経路が特定(推定)できている状態</p> |
| <p>「感染拡大注意都道府県」 特定(警戒)都道府県の指定基準を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる</p> | <p>レベル2-① <u>生活圏内の状況が「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域</u>(特定警戒都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)</p> | |
| <p>「感染観察都道府県」 新規感染者が一定程度確認されるものの、「感染拡大注意都道府県」の基準には達していない</p> | <p>レベル2-② <u>生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域</u></p> <p>レベル1 <u>生活圏内の状況が「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの</u>(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準に達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)</p> | |

2 本県の感染状況

全域において長野県の感染警戒レベル1であることから、文部科学省の地域の感染レベル1に相当すると判断される。

3 県立学校再開ガイドラインの考え方

- (1) 分散登校から通常登校に切り替えるに当たっては、感染リスクを可能な限り低減し、学校における「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図る観点から、まずは、文部科学省マニュアルのレベル2の行動基準を参考として、教育活動を進めるものとする。
- (2) その上で、概ね2週間程度を目途に、感染状況や「新しい生活様式」の定着状況を確認し、本ガイドライン及び細目について必要な見直しを検討する。

事務連絡
令和2年5月22日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～について

学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年3月24日に発出した「学校再開ガイドライン」や、「教育活動の再開等に関するQ&A」などにおいて、留意事項を示してきたところです。

また、令和2年5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」においては、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うことに資するよう、分散登校などの学校運営上の工夫の在り方を示しました。

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、このたび文部科学省において、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年5月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

また、本マニュアルについては、自治体の衛生主管部局にも共有いただくようお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地

方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918・2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)



学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

(2020.5.22 Ver.1)



はじめに

これまで、学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、令和2年3月24日に発出した「学校再開ガイドライン」や、「教育活動の再開等に関するQ & A」などにおいて、留意事項を示してきたところです。

また、令和2年5月1日に発出した「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」においては、学校における新型コロナウイルス感染症の対策に関する懇談会の提言を踏まえ、各設置者において可能な限り感染拡大のリスクを低減させながら教育活動を行うことに資するよう、分散登校などの学校運営上の工夫の在り方を示しました。

今後、学校の教育活動を再開していくにあたっては、児童生徒等及び教職員の感染リスクを可能な限り低減することが必要です。このため、このたび文部科学省において、学校の衛生管理の観点から、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を作成しました。本マニュアルを参考に、各学校において感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

最後に、本マニュアルは、令和2年5月時点での最新の知見に基づき作成したのですが、今後新たな情報や知見が得られた場合には随時見直しを行うものであることを申し添えます。

目 次

| | |
|---|----|
| 第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について..... | 3 |
| 1. 新型コロナウイルス感染症について | 3 |
| 2. 地域ごとの行動基準 | 6 |
| 3. 設置者及び学校の役割 | 9 |
| (1) 教育委員会等の役割..... | 9 |
| (2) 学校の役割 | 9 |
| 4. 家庭との連携 | 10 |
| 第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について..... | 11 |
| 1. 児童生徒等への指導 | 11 |
| 2. 基本的な感染症対策の実施 | 12 |
| (1) 感染源を絶つこと | 12 |
| (2) 感染経路を絶つこと | 14 |
| (3) 抵抗力を高めること | 17 |
| 3. 集団感染のリスクへの対応 | 19 |
| (1) 「密閉」の回避（換気の徹底） | 20 |
| (2) 「密集」の回避（身体的距離の確保） | 21 |
| (3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用） | 23 |
| 4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について | 25 |
| (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等..... | 25 |
| (2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合 | 25 |
| 5. 教職員の感染症対策 | 26 |
| 第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について..... | 27 |
| 1. 各教科等について | 27 |
| 2. 部活動 | 29 |
| 3. 給食..... | 30 |

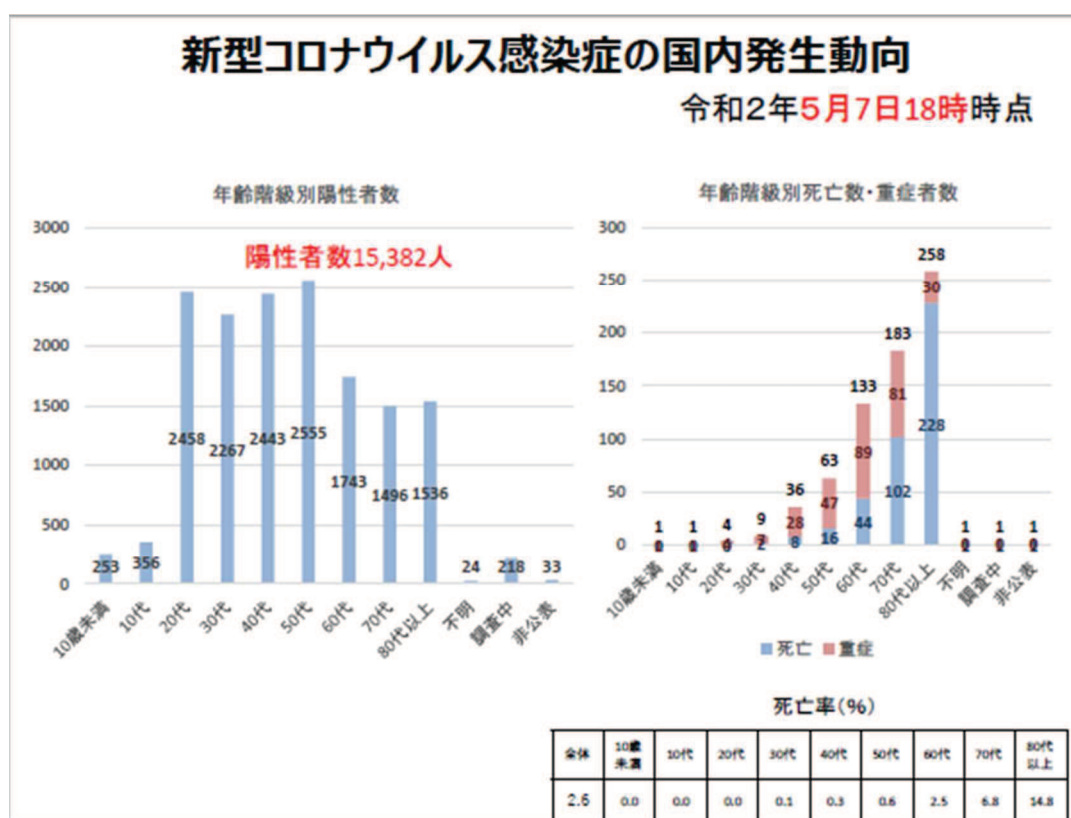
| | |
|--|----|
| 4. 図書館 | 31 |
| 5. 清掃活動 | 32 |
| 6. 休み時間 | 32 |
| 7. 登下校 | 32 |
| 8. 健康診断 | 33 |
| 第4章 感染が広がった場合における対応について | 34 |
| 1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握 | 34 |
| 2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について | 34 |
| (1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合 | 34 |
| (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応 | 35 |
| 2. 臨時休業の判断について | 36 |
| (1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について | 36 |
| (2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について | 37 |
| (3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に 属すると特定された地域における臨時休業の考え方について | 37 |
| 第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について | 39 |
| 別添資料 | |
| 資料1. 関係法令抜粋 | |
| 資料2. (事務連絡)「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」(令 和2年5月21日) | |
| 資料3. (事務連絡)「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」(令和2年 5月22日) | |
| 資料4. (事務連絡)「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に 基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について」(令和 2年3月19日) | |
| 資料5. (事務連絡)「臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指 導等について」(令和2年5月13日) | |
| 資料6. (保健教育指導資料) 新型コロナウイルス感染症の予防 | |

第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

1. 新型コロナウイルス感染症について

我が国においては、国内での感染拡大の可能性があった初期である3月2日から政府の要請により全国の一斉臨時休業が行われ、その後春季休業を経て、4月7日に政府の緊急事態宣言が行われたことや4月16日に全都道府県が緊急事態措置の対象となったこと等を受け、大部分の学校が5月末までの臨時休業を行いました。

新型コロナウイルス感染症の学校における集団発生報告は、国内外においても稀であり、小児年齢の発生割合、重症割合ともに小さいとされています。



出典：厚生労働省作成資料（同省ホームページ）

一方で、海外ではロックダウンによる休校、国内では学校は感染拡大初期から断続的に一斉休業が続いており、学校での感染拡大にかかる科学的エビデンスが蓄積されていない状況にあります。

本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や、学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

感染者が確認された場合には、ただちに地域一律に一斉の臨時休業を行うのではなく、感染者及び濃厚接触者を出席停止としたり、分散登校を取り入れたりしつつ、学校内で感染が広がっている可能性についての疫学的な評価を踏まえた臨時休業についての判断を行います。

同時に、感染者や濃厚接触者である幼児児童生徒（以下、「児童生徒等」とします。）が、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷などの対象にならぬよう、十分な配慮・注意が必要です。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)から抜粋

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本: ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う(手指消毒薬の使用も可)

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底 □こまめに換気
- 身体的距離の確保 □「3密」の回避(密集、密接、密閉)
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □名刺交換はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、別途、関係団体が順次作成している。

2. 地域ごとの行動基準

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下、「特措法」とします。）に基づく緊急事態措置は、都道府県単位で行われますが、学校教育活動の実施の可否やあり方は、児童生徒等及び教職員等の生活圏（児童生徒等、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断することが重要です¹。

例えば臨時休業は、緊急事態措置の際でも「一つの選択肢」であり、生活圏において感染者が発生していない場合や、生活圏内において感染がまん延している可能性が低い場合などについては、必ずしも実施する必要はありません（第 4 章参照）。

また、臨時休業を実施する場合、教育委員会は、都道府県単位の緊急事態措置等を前提としつつも、それぞれの生活圏がどのような感染状況にあるかを把握し、児童生徒の学びを保障する観点からどのような対応が可能か、必要に応じて自治体の首長とも相談し、地域ごとにきめ細やかに対応することが必要です。

新型コロナウイルス感染症とともに生きていく社会を作るためには、感染リスクはゼロにならないということを受け入れつつ、感染レベルを可能な限り低減させながら学校教育活動を継続していくことが重要です。このような考えから、5 月 14 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下、「専門家会議」とします）の提言で示された地域区分を踏まえ、それぞれの地域区分を学校の生活圏に当てはめた場合の行動基準を下記のとおり作成しました。

感染は一旦収束しても再度感染者が増加する事態も十分想定されます。設置者及び学校においては、この行動基準を参考としつつ、地域の感染レベルの状況に応じて柔軟に対応しながら、学校教育活動を継続しつつ「新しい生活様式」への円滑な移行と児童生徒等及び教職員の行動変容の徹底を図っていくことが必要です。

なお、この行動基準は、5 月 22 日時点における感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の感染状況の推移や最新の科学的知見を反映して適

¹ 4 月 1 日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言では、『現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。』と述べられています。

宜見直すことを予定しています。

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

| 地域の感染レベル | 身体的距離の確保 | 感染リスクの高い 教科活動 | 部活動 (自由意思の活動) |
|----------|-------------------------------|----------------------------------|---|
| レベル3 | できるだけ2m 程度(最低1m) | 行わない | 個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定 |
| レベル2 | できるだけ2m 程度(最低1m) | リスクの低い活動から 徐々に実施 ² | リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底 |
| レベル1 | 1mを目安に 学級内で最大限の 間隔を取ること | 十分な感染対策を行 った上で実施 | 十分な感染対策を行 った上で実施 |

「レベル3」・ 生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域
(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間な
どで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規
感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・ 生活圏内の状況が、

① 「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域 (特定(警戒)
都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等
で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新
しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24
条第9項に基づく協力要請を実施する地域) 及び

② 「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路
が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間
注意を要する地域

「レベル1」・ 生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域の
うち、レベル2にあたらないもの (新規感染者が一定程度確認されるもの
の、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモ
ニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏
まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3
章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リ
スクの高い活動を停止する」となる。

(参考) 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月14日)から抜粋

○ 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定(警戒)都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、**地域の感染状況をモニタリング**。「**新しい生活様式**」を徹底するとともに、必要に応じ、**法第24条第9項に基づき要請を行う**。
- ③ **感染観察都道府県**：**引き続き感染状況をモニタリング**するとともに、「**新しい生活様式**」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

| | | ①特定(警戒)都道府県 | ②感染拡大注意都道府県 | ③感染観察都道府県 |
|------|---------------|---|---|---|
| 判断基準 | 【緊急事態宣言の指定基準】 | 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 | 特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。 | 新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。 |
| | 【再指定基準】 | 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。 | | |
| 対応 | 基本方針 | 特指法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」(特定警戒においては、極力8割の接触機会を削減)で新規感染者数を劇的に抑えこむ。 | 感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が 法第24条第9項に基づく協力要請を実施 。 | 引き続き感染状況をモニタリングしながら、「 新しい生活様式 」を継続。 |
| | 外出 | <ul style="list-style-type: none"> ・法第45条第1項に基づく外出自粛の協力要請。 ・県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・(必要に応じ、法第24条第9項に基づく)外出自粛の協力要請。 ・不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。 | <ul style="list-style-type: none"> ・不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 ・3密の場所への移動を徹底して避ける。 |
| | 通勤 | <ul style="list-style-type: none"> ・「出勤者数の7割削減」を目指す。 ・在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務等の強力な推進等 | <ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じ、在宅勤務(テレワーク)、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進 |
| | イベント | <ul style="list-style-type: none"> ・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 | <ul style="list-style-type: none"> ・クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項に基づき、開催の自粛の要請等。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 | <ul style="list-style-type: none"> ・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 ・参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。 |
| | 使用制限施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大のおそれのある施設の使用制限の要請等(キャバレー等の接待を伴う飲食業、ライブハウス、バー、スポーツジム等) ・公園・博物館、美術館、図書館等は、感染防止策を講じた上で開放もあり得る。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 ・クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 ・具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。 | <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。 |

3. 設置者及び学校の役割

(1) 教育委員会等の役割

地域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に迅速に対応できるよう、以下の役割を担います。

- ① 自治体の衛生主管部局と連携し、各学校をとりまく地域のまん延状況について情報収集し、感染拡大への警戒を継続するとともに、臨時休業の必要性等について判断します。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の整備等衛生環境の整備や指導を行います。
- ③ 学校の感染事例を集約し、域内に改善策を周知するとともに、県・国が行う感染状況の調査に協力し、感染者情報及び感染事例について情報を提供します。
- ④ 学校単位で連携しにくい機関（医師会・薬剤師会等）との広域的な対応のとりまとめや、設置者として、感染症対策に関する保護者や地域への連絡や情報共有などを行います。

(2) 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の児童生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。

また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

4. 家庭との連携

学校の臨時休業中においても子供の感染事例は一定数生じており、その多くは家庭内での感染³とされています。学校内での感染拡大を防ぐためには、何よりも外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。

毎日の児童生徒等の健康観察はもちろんのこと、例えば、家族に発熱、咳などの症状がある場合には、蔓延している地域では、児童生徒等の登校を控えることも重要です。

また、休日において不要不急の外出を控える、仲の良い友人同士の家庭間の行き来を控える、家族ぐるみの交流による接触を控えるなど、学校を通じた人間関係の中で感染が広がらないよう細心の注意が必要です。

こうしたことについて、保護者の理解と協力を得て、ご家庭においても「新しい生活様式」の実践をお願いしたいと思います。また、PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

³ 令和2年5月15日までに文部科学省に報告があった124件のうち、家庭内感染は約74.2% (92例)、学校約1.6%、その他約1.6%、不明約22.6%でした。

第2章 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会を前提とした場合、新規感染者数が限定的となった地域であっても、再度感染が拡大する可能性があります。このため、長丁場に備え、手洗いや咳エチケット、換気といった基本的な感染症対策に加え、感染拡大リスクが高い「3つの密」を徹底的に避けるために、身体的距離の確保（ソーシャルディスタンスあるいはフィジカルディスタンス）といった「新しい生活様式」に、学校を含めた社会全体が移行することが不可欠です。

1. 児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】

- ・ 清潔なハンカチ・ティッシュ
- ・ マスク
- ・ マスクを置く際の清潔なビニールや布等



文部科学省 HP 掲載

2. 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイントを踏まえ、取組を行います。

- ・ 感染源を絶つこと
- ・ 感染経路を絶つこと
- ・ 抵抗力を高めること

(1) 感染源を絶つこと

①発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します（レベル3及びレベル2の地域では、同居の家族に風邪症状が見られる場合も同様とします）。

この場合、児童生徒の指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

②登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」⁴などを活用します。家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようにお願いします。また、登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居の家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うようにします。これらの取組を行うためには、学校全体で体制を整備することが必要です。

③登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

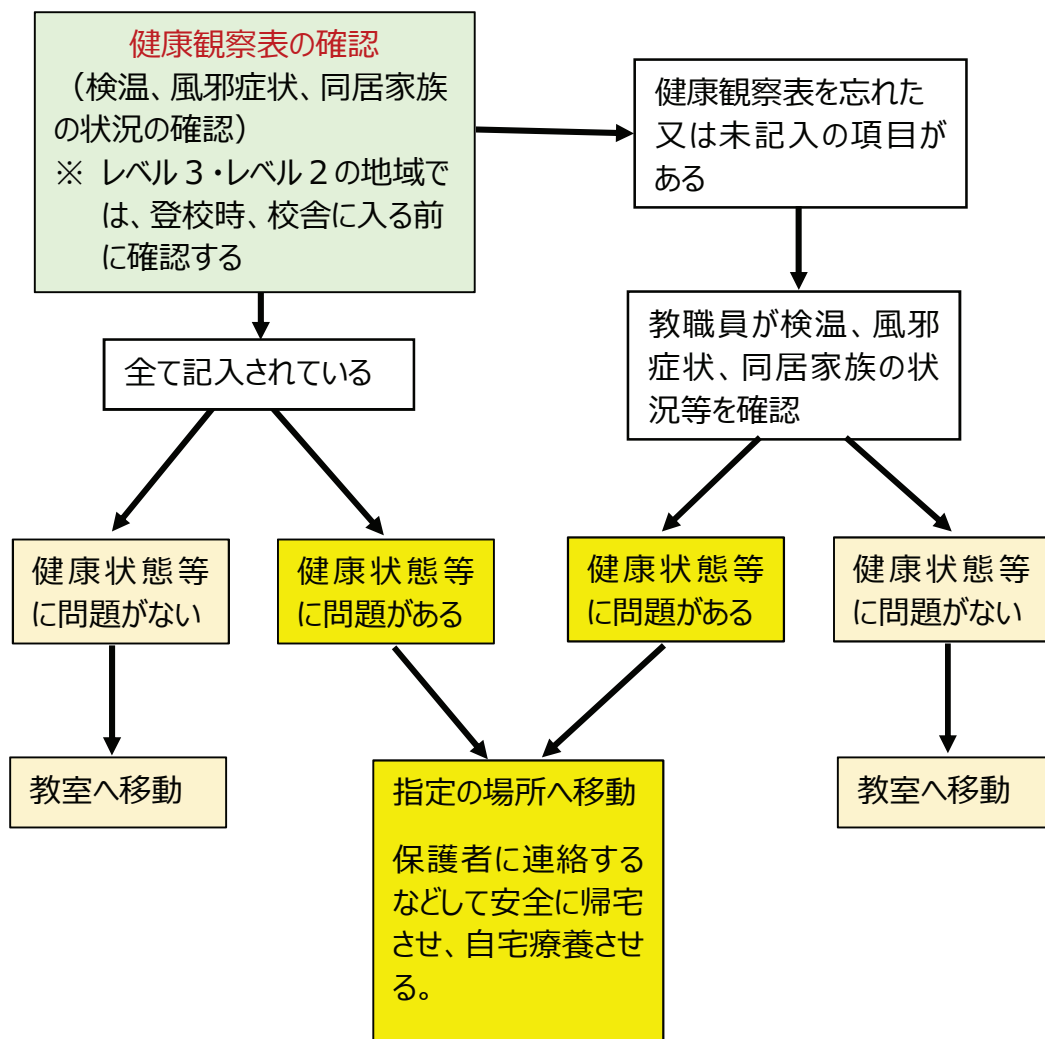
発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるよう、保護者

⁴ 「健康観察表」は、児童生徒等の朝晩の体温、体調、同居家族の状況、保護者のサイン等を記入し、登校時に持参します。

の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。なお、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにします。

<健康観察表を使用した登校時の健康観察（例）>



(2) 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。感染経路を絶つためには、①手洗い、②咳エチケット、③消毒が大切です。

飛沫感染： 感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

接触感染： 感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスを感染させる可能性も最も高くなる。一方で、無症候又は症状の明確でない者から感染が広がるおそれがあるとの専門家の指摘や研究結果もある。

したがって、予防に努めることが重要である。（出典：厚生労働省ホームページ（Q&A））



（出典：厚生労働省ホームページ）

①手洗い


接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石鹸での手洗いを指導します。ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。

また、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行います。

なお、児童生徒等に一律に消毒液の持参を求めることは適当ではありません。（それぞれの保護者が希望する場合には、この限りではありません。）

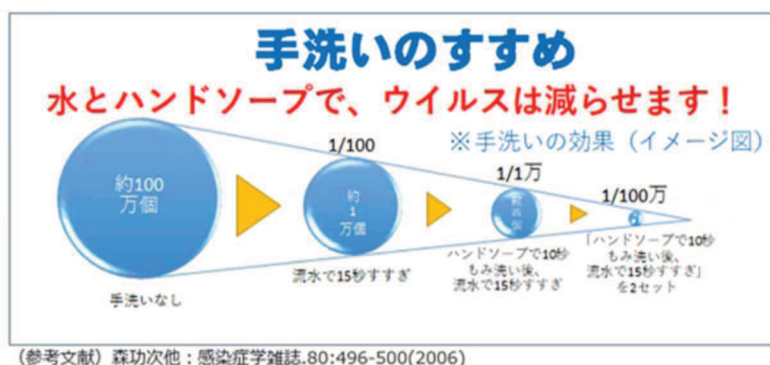
石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。



| 手洗い | | 残存ウイルス |
|------------------------------|--------|---------------|
| 手洗いなし | | 約100万個 |
| 石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ | 1回 | 約0.01% (数百個) |
| | 2回繰り返す | 約0.0001% (数個) |

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(森功次他：感染症学雑誌. 80:496-500,2006 から作成)



手洗いの6つのタイミング

外から教室に入るとき



咳やくしゃみ、鼻をかんだとき



給食（昼食）の前後



掃除の後



トイレの後



共有のものを触ったとき



正しい手の洗い方

手洗いの前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



②咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



③消毒

教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。なお、消毒用エタノールが入手困難な状態が続いているため、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用ください（ただし、次亜塩素酸ナトリウムは腐食しやすい物品には使用しません）。

学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、消毒できるものについては消毒を行い、使用後には手洗いをするように指導します。

(3) 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。



(参考) 次亜塩素酸ナトリウムによる消毒について

参考

0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方



以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。
商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に薄めてください。

| メーカー (五十音順) | 商品名 | 作り方の例 |
|----------------|------------------------|--|
| 花王 | ハイター キッチンハイター | 水1Lに本商品 25mL (商品付属のキャップ1杯) [※] <small>※次亜塩素酸ナトリウムは、一般的にゆっくりと分解し、濃度が低下して いきます。購入から3ヶ月以内の場合は、水1Lに本商品10mL (商品 付属のキャップ1/2杯) が目安です。</small> |
| カネヨ石鹸 | カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ | 水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯) |
| ミツエイ | ブリーチ キッチンブリーチ | 水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯) |

(プライベートブランド)

| ブランド名 (五十音順) | 商品名 | 作り方の例 |
|--|----------|------------------------------|
| イオングループ (トップバリュ) | キッチン用漂白剤 | 水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯) |
| 西友/サニー/ リヴィン (きほんのき) | 台所用漂白剤 | 水1Lに本商品 12mL (商品付属のキャップ1/2杯) |
| セブン&アイ・ ホールディングス (セブンプレミアム ライフスタイル) | キッチンブリーチ | 水1Lに本商品 10mL (商品付属のキャップ1/2杯) |

※上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。
表に無い場合、商品パッケージやHPの説明にしたがってご使用ください。

(出典：厚生労働省及び経済産業省作成リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>)

- 注意
- ・ 希釈した次亜塩素酸ナトリウムは使い切りとして、長時間にわたる作り置きはしないようにします。
 - ・ 「次亜塩素酸水」は、次亜塩素酸ナトリウム液とは異なるものであり、新型コロナウイルスに対する有効性については現在検討中です。仮に有効性が確認されても、実際に代替消毒手法として活用するにあたっては、適正な使用方法等への配慮について、十分に留意する必要があります。

3. 集団感染のリスクへの対応

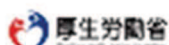
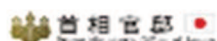
新型コロナウイルス感染症では、

- ・ 換気の悪い密閉空間
- ・ 多数が集まる密集場所
- ・ 間近で会話や発声をする密接場面

という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



(1) 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

①窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くなるように配慮します。

②体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

③エアコンを使用している部屋

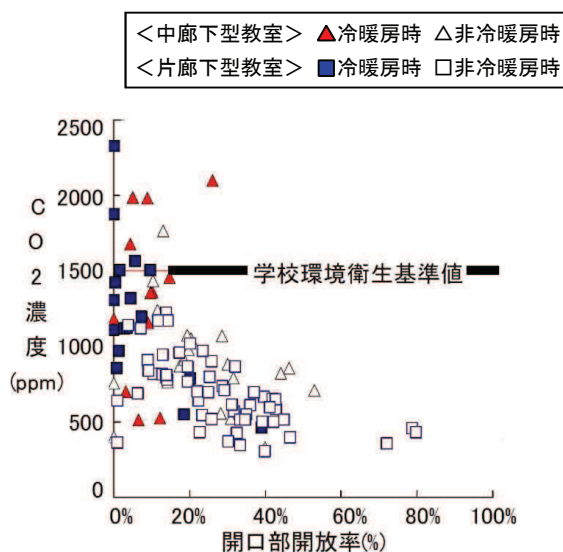
エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

(参考) 学校における窓・扉の開け方と換気の状態の例

右の図は、ある学校において、各クラスの時限毎の窓・扉の開放率（窓・扉の面積に対する開放部の面積比率）と二酸化炭素（CO₂）濃度との関係を、冷暖房使用の有無や教室の配置状況別に示したものです。

窓・扉の開放率が10%以下になると、CO₂濃度が学校環境衛生基準で規定している1500ppmを超えることが多くなっています。

（出典）学校における温熱・空気環境に関する現状の問題点と対策－子供たちが健康で快適に学習できる環境づくりのために－（日本建築学会、2015年3月）



(2) 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

新規感染者や感染経路不明の感染者が多数確認されている地域においては、「3つの密」を徹底的に避ける必要性も高まるため、レベル3及びレベル2の地域では、身体的距離の確保を優先して分散登校の導入などの工夫を行っていただく必要があります。

レベル1の地域では、施設等の制約から1メートルの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行うことや、マスクを着用することなどを併せて行うことより「3つの密」を避けるよう努めて下さい。

【レベル3地域・レベル2地域】

児童生徒の間隔を可能な限り2メートル（最低1メートル）確保するように座席配置を取ります。

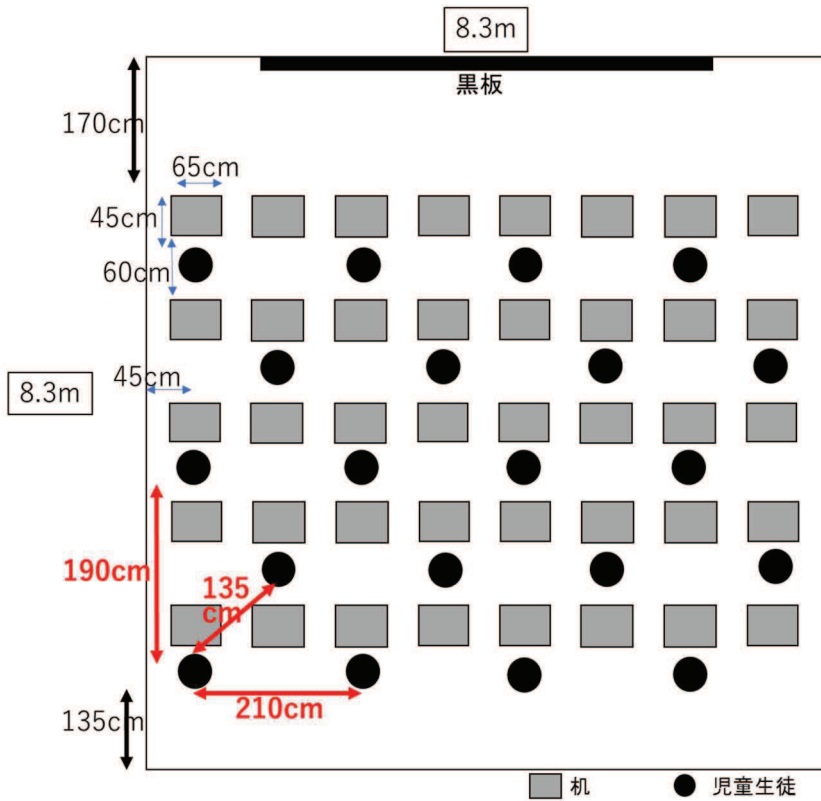
このような形で学校教育活動を行うためには、学級の規模に応じ、施設の制約がある場合には、学級を二つのグループに分けるなど、分散登校や時差登校を適宜組み合わせ、異なる教室や時間で指導を行う等の対応が必要となります。

【レベル1地域】

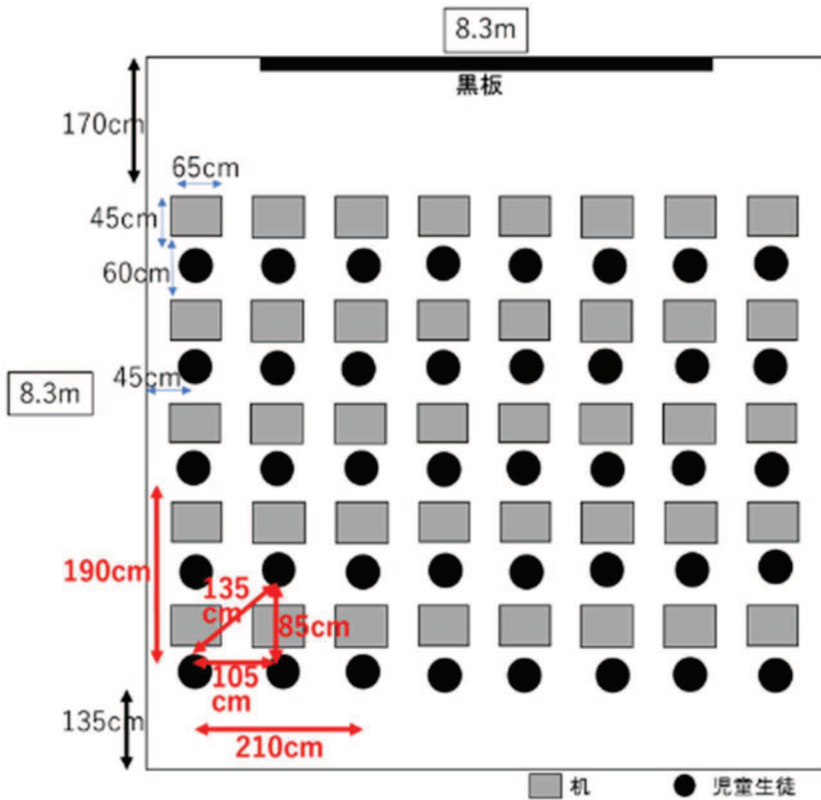
児童生徒の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔をとるように座席配置を取ります。

なお、以下の図は、座席配置の一例です。これらはあくまでも目安であり、それぞれの施設の状況や感染リスクの状況に応じて、柔軟に対応することが可能です。座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気などを組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応するようお願いします。

(参考) レベル2・3地域 (1クラス20人の例)



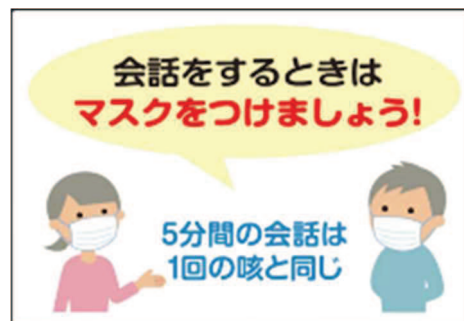
(参考) レベル1地域 (1クラス40人の例)



(3) 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

①マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられます。



ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をお願いします。

また、体育の授業におけるマスクの着用は必要ありません。配慮事項等については別添資料2（事務連絡「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を参照してください。

(参考) 正しいマスクの着用について

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う



やってみよう！新型コロナウイルス感染症対策みんなのできること（動画）

新型コロナウイルスから身を守る方法や他人にうつさないために心がけることをわかりやすく紹介する動画を公開しています。

マスクがない場合に、自作する方法も紹介しています。

タレントの鈴木福君と夢ちゃんと一緒に是非ご家庭でも学んでみてください。

②マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

③布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。経済産業省が、洗い方に関する動画をインターネット上に掲載しています（YouTube metichannel「布マスクをご利用のみなさまへ」）。

（検索方法）

- ・YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

④手作りマスクの作成について

手作りマスクの作成方法については、文部科学省ホームページ上の「子供の学び応援サイト」も参考にしてください。

https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html



4. 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をします。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等⁵（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにしてください。

このほか、特別支援学校等における障害のある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障害の種類や程度等を踏まえ、適切に対応します。

(2) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください

その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないなどの柔軟な取

⁵ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされています。

り扱いも可能です。

5. 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、「2. 基本的な感染症対策の実施」を参考に、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用します。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養します。教職員が休みやすい環境を作ることも重要です。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考えられます。

職員会議等を行う際は、最少の人数にしぼること、換気をしつつ広い部屋で行うことなどの工夫や、全体で情報を共有する必要がある場合は、電子掲示板等を活用すること、また、オンライン会議システム等を活用することが考えられます。

第3章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1. 各教科等について

各教科における「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が挙げられます（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」（★）
- ・理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」（★）
- ・図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」（★）
- ・体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」（★）や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」（★）

【レベル3地域】

上記の活動は、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い」ことから、行わないようにします。

【レベル2地域】

上記の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。すなわち、これらの活動における、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施します。この場合にも、（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

その際には、以下の点にも留意します。

- ・ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしないこと。
- ・ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせること。
- ・ 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。また、体育の授業は、感染者が発生していない学校であっても、児童生徒や教職員の生活圏（通学圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を踏まえて、授業の中止を判断すること。
- ・ 体育の授業は、当面の間、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施すること。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。
- ・ 体育の授業におけるマスクの着用については必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分確保するなど別添2の事務連絡（「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について」（令和2年5月21日））を踏まえた取扱いとしてください。
- ・ 水泳については、別添資料3の事務連絡（「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて」（令和2年5月22日））を参照してください。
- ・ 教育委員会は、地域の感染状況を踏まえつつ、上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」についての各学校における実施状況を把握し、仮に感染症対策が十分でないと判断する場合には、必要な指導・助言を行うとともに、地域内の他の学校にも注意喚起を行うこと。

【レベル1地域】

上記の「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

なお、特別支援学校等における自立活動については、教師と児童生徒や児

童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられます。個別の指導計画に基づく自立活動の一つ一つの具体的な指導内容について、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施してください。

2. 部活動

地域の感染状況に応じて以下の通り取り組みます。

【レベル3地域】

可能な限り感染及びその拡大のリスクを低減させながら、なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。

【レベル2地域】

可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施することを検討します。密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

なお、相当の期間において感染者が確認されていない地域にあつては、可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動に移行することが考えられます。他方、直近の一週間において感染者が確認されている地域にあつては、より慎重な検討が必要です。

【レベル1地域】

可能な限り感染症対策を行った上で通常の活動を行います。

(全体を通じての留意事項)

- ・ 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 活動時間や休養日については、部活動ガイドラインに準拠するとともに、実施内容等に十分留意すること。特に分散登校を実施する学校では、ガイドラインよりも短い時間の活動にとどめるなど、分散登校の趣旨を逸脱しないよう限定的な活動とすること。

- ・ 活動場所については、地域の感染状況にもよるが、可能な限り屋外で実施することが望ましいこと。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保できる少人数による利用とすること。特に、屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。
- ・ 用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
- ・ 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避けること。
- ・ 運動部活動の実施に当たっては、体育の授業における留意事項（P28）を踏まえること。
- ・ 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

以上のほか、文部科学省作成のQ&A⁶で示している内容に留意すること。

3. 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。レベル3の地域にあっても、臨時休業期間中に工夫を凝らして取り組んでいる自治体の例⁷などを参考に、学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれます。

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服

⁶ https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00025.html

⁷ 別添資料5「臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒の食に関する指導等について」（令和2年5月13日事務連絡）

装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとります。

また、児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底してください。会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が必要です。

【レベル3 地域】

通常の提供方法による学校給食の実施は原則として困難ですが、適切な栄養摂取ができるよう、配膳の過程を省略できる品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）を提供することや、給食調理場において弁当容器等に盛り付けて提供することなどの工夫が考えられます。それらが困難な場合には、少なくとも配膳を伴わない簡易な給食（パン、牛乳等）を提供することも考えられます。

また、持ち帰りや配布を含めた食事支援の工夫について、保護者の希望や同意及び地域の実情を踏まえ検討してください。⁸

【レベル2 地域】

通常の学校給食の提供方法に徐々に戻していくとともに、地域で感染者が確認された場合には、警戒度合を上げ、レベル3の対応に戻すなど柔軟に対応してください。

【レベル1 地域】

衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始します。

4. 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能

⁸ 「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」（2文科初第222号令和2年5月1日）（抜粋）

（4）学校給食（昼食提供）の工夫について

（略）なお、学校給食は、衛生管理上の観点から持ち帰りは想定されていないが、児童生徒の食事支援の一つとして、保護者の希望及び衛生管理上の必要事項に係る同意がある場合に、例外的に持ち帰りを実施することも考えられる

は維持するよう取り組みます。

なお、公益社団法人日本図書館協会によって「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」⁹（令和2年5月14日公表）が作成されていますので、参考にしてください。

5. 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

6. 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定することなども含めて、指導の工夫が必要です。

【レベル3地域・レベル2地域】

トイレ休憩については混雑しないよう導線を示して実施します。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導の工夫が必要です。

【レベル1地域】

上記のレベル2以上の地域の取り組みを踏まえ、徐々に制限を緩和するとともに、会話をする際にも、一定程度距離を保つこと、お互いの体が接触するような遊びは行わないよう指導します。

7. 登下校

登下校時には、上記の「休み時間」と同様、教員の目が届きづらいことに加えて、特に交通機関やスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下のような工夫や指導が必要です。

- ・ 登下校中については、校門や玄関口等での密集が起らないよう登下校時間帯を分散させます。

⁹ http://www.jla.or.jp/home/news_list/tabid/83/Default.aspx?itemid=5307

- ・ 集団登下校を行う場合には密接とならないよう指導します。
- ・ 公共交通機関をやむを得ず利用する場合には、マスクを着用する、降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用できるようにするなどの配慮を検討します。

スクールバスを利用するに当たっては以下のことが考えられます。

- ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
- ・ 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
- ・ 可能な範囲で運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
- ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること
- ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること

8. 健康診断

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります（特例として、令和2年度は6月30日までに行う必要はありません）。3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなどの工夫の他、例えば、以下のようなことが考えられます。

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底すること
- ・ 部屋の適切な換気に努めること
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあけること
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底すること

また、検査に必要な器具等を適切に消毒します。健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておくことが重要です。（別添資料4 事務連絡参照）

第4章 感染が広がった場合における対応について

新型コロナウイルス感染症は、当分の間、常に再流行のリスクが存在します。このため、緊急事態宣言の対象地域から除外された地域であっても、引き続き流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて流行の監視体制を強化するとともに、その場合の学校における対応について想定・準備を進めておくことが重要です。

また、感染者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう十分に注意を払いますが、万が一これらの行為が見られた場合には、その被害者に対して十分なサポートを行う必要があります。

1. 衛生主管部局との連携による地域の感染状況の把握

基本的対処方針において、都道府県は、学校設置者に対し、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うこととされています。これを踏まえ、学校設置者は、都道府県等の衛生主管部局と連携して、地域の感染状況を把握することが重要です。

現在、公益財団法人日本学校保健会の「学校等欠席者・感染症情報システム」¹⁰（サーベイランスの仕組み）を積極的に活用し、同システムを利用することにより、周辺地域における児童生徒等の欠席状況等を把握し、教育委員会や保健所などと情報共有することが可能です。

2. 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

①学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触

¹⁰ 日本学校保健会が運営。 <http://www.syndromic-surveillance.com/gakko/index.html>

者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力してください。

なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

②感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取ります。なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とします。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

③校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒します。その際、本マニュアル17ページの「消毒」の項目を参考としてください。

（2）学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）

なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

2. 臨時休業の判断について

(1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒等や教職員の感染が確認された場合、設置者は、濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間、学校の全部または一部の臨時休業を実施します。その後、校長は、感染した児童生徒等や、保健所の調査により濃厚接触者に該当すると判断された児童生徒等について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置を取ります。感染者や濃厚接触者が教職員である場合は、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

これにとどまらず、学校の設置者が、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部または一部の臨時休業を行うのは、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合です。学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業とすることが適当です。

このような判断は、一般的には次の事項を考慮して検討されます。

①学校における活動の態様

感染者が、学校内でどのような活動を行っていたか。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってきます。

②接触者の多寡

上記「①」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まります。

③地域における感染拡大の状況

地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

④感染経路の明否

学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。

一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであつて、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと考えられます。

(2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生しているような地域では、地方自治体の首長がアラートを発し、地域内の社会経済活動を一律に自粛することがあります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合があります。その際設置者は、臨時休業の要否について、児童生徒等や教職員の生活圏（児童生徒、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況により判断することが重要です。

レベル3の地域では、このように、地域や生活圏の感染状況を踏まえた臨時休業を行う場合もありますが、レベル1及びレベル2の地域においては、基本的には、地域一律の臨時休業を行う必要性は低いと考えられます。

なお、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

(3) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域に属すると特定された地域における臨時休業の考え方について

特措法第32条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が出されると、事態の進展に応じた措置が講じられることとなります。

まず、新型インフルエンザ等対策緊急事態措置を実施すべき区域とされた都道府県の知事（対策本部長）は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、施設管理者等に対し、一般的な要請として特措法第24条9項に基づく施設の使用の制限や停止を求め、仮に上記の要請に応じない施設管理者等がいる場合など、特に必要と認めるときは、特措法第45条第2項に基づく施設の使用の制限や停止を要請、その他、都道府県教育委員会に対し、同法第24条第7項等に基づき必要な措置を講ずることの要請をできるようにします。

また、特措法に基づかず、教育委員会に対して一般的な協力要請や、**事実上の臨時休業の協力要請**を行う場合もあります。

さらに、市町村においても対策本部が設置され、市町村長（対策本部長）から教育委員会に対し、市町村本部長の実施する緊急事態措置に係る必要な措置を講ずるよう求めることができます（特措法第36条第6項）。

いずれの場合でも、教育委員会は、地域や児童生徒等の生活圏（児童生徒、教職員及び保護者の通学・通勤圏や、発達段階に応じた日常的な行動範囲等）におけるまん延状況を把握し、児童生徒の学びの保障も考慮しつつ、臨時休業の必要性について自治体の首長と事前に十分相談するようお願いします。

また、臨時休業を行う場合であっても、児童生徒の学びを保障する観点から、分散登校による任意の登校日（自主登校日）を設けることなどにより、感染リスクを可能な限り低減しつつ、登校の機会を設ける工夫を行うことが期待されます。

第5章 幼稚園において特に留意すべき事項について

幼稚園においては、前章までに述べた感染症対策を参照するとともに、幼児特有の事情を考慮し、以下の事項に留意します。

1. 幼児期は身体諸機能が発達していくとともに、依存から自立へと向かう時期であることから、
 - ・ 幼児が自ら正しいマスクの着用、適切な手洗いの実施、物品の衛生的な取扱い等の基本的な衛生対策を十分に行うことは難しいため、大人が援助や配慮をするとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。なお、幼児については、マスク着用によって息苦しくないかどうかについて、教職員及び保護者は十分に注意すること。
 - ・ 幼児期は教えられて身に付く時期ではないことから、幼児が感染症予防の必要性を理解できるよう説明を工夫すること。等の配慮等が考えられます。
2. 幼稚園は遊びを通しての総合的な指導を行っており、他の幼児との接触や遊具等の共有等が生じやすいことから、
 - ・ 幼稚園教育では、幼児の興味や関心に応じた遊びを重視しているが、感染リスクを踏まえ、幼児が遊びたくなる拠点の分散、幼児同士が向かい合わないような遊具等の配置の工夫や教師の援助を行うこと。
 - ・ 時間割がなく、幼児が主体的に様々な場所で活動している実態を踏まえ、適時、手洗いや手指の消毒ができるよう配慮すること。
 - ・ 幼児が遊びを楽しみつつも、接触等を減らすことができるよう、遊び方を工夫すること。
 - ・ 幼児が歌を歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようにすること。等の指導上の工夫・配慮等が考えられます。
3. 登降園の送り迎えは、保護者同士が密接とならないように配慮するとともに、教職員と保護者間の連絡事項は掲示板を活用するなどして会話を減らす工夫をします。

<本マニュアルに関する連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表)

- 下記以外の保健指導・衛生管理に関すること
初等中等教育局健康教育・食育課(内2918、2976)
- 身体的距離の確保にかかる人的体制の確保に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 財務課(内3704)
 - ・私立学校について 高等教育局私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局教育人材政策課(内3498)
- 障害のある児童生徒等に関すること
初等中等教育局 特別支援教育課(内3193)
- 教職員の勤務に関すること
 - ・公立学校について 初等中等教育局 初等中等教育企画課(内2588)
 - ・私立学校について 高等教育局 私学部 私学行政課(内2533)
 - ・国立学校について 総合教育政策局 教育人材政策課(内3498)
- 各教科の指導に関すること
 - ・下記以外 初等中等教育局 教育課程課(内2565)
 - ・体育・保健体育 スポーツ庁 政策課(内2674)
 - ・音楽・図画工作等 文化庁 参事官(芸術文化担当)(内3163)
- 部活動に関すること
スポーツ庁 政策課(内3777)
文化庁 参事官(芸術文化担当)(内2832)
- 学校給食に関すること
初等中等教育局 健康教育・食育課(内2694)
- 学校図書館に関すること
総合教育政策局 地域学習推進課(内3717)
- 幼稚園における指導に関すること
初等中等教育局 幼児教育課(内2376)

本マニュアルは、「学校における新型コロナウイルス感染症対策に関する懇談会」委員の協力を得て作成したものである。

(職名は令和2年4月現在)

(五十音順)

| | |
|-------|---|
| 朝日 滋也 | 東京都立大塚ろう学校統括校長、全国特別支援学校長会会長 |
| 川越 豊彦 | 前東京都荒川区立尾久八幡中学校統括校長、 全日本中学校長会会長 |
| 喜名 朝博 | 東京都江東区立明治小学校統括校長、 全国連合小学校長会会長 |
| 佐藤 秀行 | 公益社団法人日本PTA全国協議会会長 |
| 萩原 聡 | 東京都立西高等学校統括校長、全国高等学校長協会会長 |
| 橋本 幸三 | 京都府教育委員会教育長 |
| 道永 麻里 | 日本学校保健会副会長、日本医師会常任理事 |
| 吉田 晋 | 学校法人富士見丘学園理事長、富士見丘中学高等学校長、 日本私立中学高等学校連合会会長 |

【新型コロナウイルス感染症対策専門家会議関係者】

| | |
|-------|--------------------|
| 岡部 信彦 | 川崎市健康安全研究所長 |
| 吉田 正樹 | 東京慈恵会医科大学感染症制御科教授 |
| 和田 耕治 | 国際医療福祉大学医学部公衆衛生学教授 |

また、次の方々に本マニュアルの作成に際し、多大な御助言をいただいた。

| | |
|--------|--|
| 菖蒲川 由郷 | 新潟大学大学院医歯学総合研究科 十日町いきいきエイジング講座・特任教授 |
| 東川 勝哉 | 公益社団法人日本PTA全国協議会顧問 |

学校における新型コロナウイルス感染症
に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～

別添資料

関係法令抜粋

○ 学校保健安全法（抄）（昭和三十二年法律第五十六号）

（保健所との連絡）

第十八条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

（出席停止）

第十九条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

（臨時休業）

第二十条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

○ 学校保健安全法施行令（抄）（昭和三十二年政令第七十四号）

（保健所と連絡すべき場合）

第五条 法第十八条の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第十九条の規定による出席停止が行われた場合
- 二 法第二十条の規定による学校の休業を行つた場合

（出席停止の指示）

第六条 校長は、法第十九条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

（出席停止の報告）

第七条 校長は、前条第一項の規定による指示をしたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を学校の設置者に報告しなければならない。

○ 学校保健安全法施行規則（抄）（昭和三十二年文部省令第十八号）

（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三（略）

- 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から第九項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第十九条 令第六条第二項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二～三（略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五 第一種又は第二種の感染症が発生した地域から通学する者については、その発生状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

六 第一種又は第二種の感染症の流行地を旅行した者については、その状況により必要と認めたとき、学校医の意見を聞いて適当と認める期間。

（出席停止の報告事項）

第二十条 令第七条の規定による報告は、次の事項を記載した書面をもつてするものとする。

一 学校の名称

二 出席を停止させた理由及び期間

三 出席停止を指示した年月日

四 出席を停止させた児童生徒等の学年別人員数

五 その他参考となる事項

（感染症の予防に関する細目）

第二十一条 校長は、学校内において、感染症にかかつており、又はかかっている疑いがある児童生徒等を発見した場合において、必要と認めるときは、学校医に診断させ、法第十九条の規定による出席停止の指示をするほか、消毒その他適当な処置をするものとする。

2 校長は、学校内に、感染症のウイルスに汚染し、又は汚染した疑いがある物件があるときは、消毒その他適当な処置をするものとする。

3 学校においては、その附近において、第一種又は第二種の感染症が発生したときは、その状況により適当な清潔方法を行うものとする。

○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）（平成二十四年法律第三十一号）

（都道府県対策本部長の権限）

第二十四条

1～6（略）

7 都道府県対策本部長は、当該都道府県警察及び当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

8（略）

9 都道府県対策本部長は、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、公私の団体又は個人に対し、その区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関し必要な協力の要請をすることができる。

（新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）

第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。

一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間

二 新型インフルエンザ等緊急事態措置（第四十六条の規定による措置を除く。）を実施すべき区域

三 新型インフルエンザ等緊急事態の概要（市町村対策本部長の権限）

2～6（略）

（市町村対策本部長の権限）

第三十六条

1～5（略）

6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

7（略）

（感染を防止するための協力要請等）

第四十五条

1 (略)

2 特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等緊急事態において、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の潜伏期間及び治癒までの期間を考慮して当該特定都道府県知事が定める期間において、学校、社会福祉施設（通所又は短期間の入所により利用されるものに限る。）、興行場（興行場法（昭和二十三年法律第百三十七号）第一条第一項に規定する興行場をいう。）その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者（次項において「施設管理者等」という。）に対し、当該施設の使用の制限若しくは停止又は催物の開催の制限若しくは停止その他政令で定める措置を講ずるよう要請することができる。

3 施設管理者等が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、特定都道府県知事は、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、当該施設管理者等に対し、当該要請に係る措置を講ずべきことを指示することができる。

4 (略)

本事務連絡は、学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について周知するものです。

事 務 連 絡
令和2年5月21日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く国公立大学法人担当課
各国公立高等専門学校担当課 御中
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について

学校における基本的な感染症対策として、学校教育活動の際はマスクを着用し、特に近距離での会話や発声等が必要な場面では、飛沫を飛ばさないようにマスクの着用を徹底することが適切です。

一方で、運動を行う際にマスクを着用する場合、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクが指摘されております。

このような運動時のマスク着用による身体へのリスクを考慮して、学校の体育の授業におけるマスクの着用は必要ありませんが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、地域の感染状況を踏まえ、児童生徒の間隔を十分に確保するなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることが必要です。

なお、体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、様々な感染リスクへの対策を講じることが必要となりますので、引き続き御配慮をお願いします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 体育の授業前にマスクを外してから授業後にマスクを着用するまでの間、児童生徒間の距離を2 m以上確保するとともに、ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離を確保すること。また、児童生徒が教え合う場面では互いの距離を2 m以上確保するとともに、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導すること。併せて、体育の授業の前後に手洗いをするよう指導すること。
2. 体育の授業において、軽度な運動を行う場合や児童生徒がマスクの着用を希望する場合は、マスクの着用を否定するものではないこと。ただし、運動時にはN95マスクなどの医療用や産業用マスクではなく、家庭用マスクを着用するよう指導すること。また、マスクの着用時には、例えば、呼気が激しくなるような運動を行うことを控えたり、児童生徒の呼吸が苦しい様子が見られる場合は、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保して休憩するよう指導すること。
3. 当面の間、地域の感染状況を踏まえ、体育の授業は、熱中症事故の防止に留意しつつ可能な限り屋外で実施すること。体育館など屋内で実施する必要がある場合は、呼気が激しくなるような運動を行うことは避けること。また、体育館等のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、児童生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
4. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の体育の授業への参加は見合わせること。
また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2 m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2 m以上確保するよう指導すること。
5. 教師は、原則として体育の授業中もマスクを着用すること。ただし、自らの身体へのリスクがあると判断する場合や、児童生徒への指導のために自らが運動を行う場合などは、マスクを外すことは問題ないこと。なお、マスクを外す際は、不必要な会話や発声を行わず、児童生徒との距離を2 m以上（ランニングなどで同じ方向に動く場合は更に長い距離）を確保すること。
6. 児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面実施せず、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫を行うこと。

本事務連絡は、今年度における学校の水泳授業（幼稚園におけるプール活動を含む。）の取扱いについて周知するものです。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 2 2 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
各都道府県私立学校主管課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課

今年度における学校の水泳授業の取扱いについて

体育は実技を伴う教科であるため、特に児童生徒の健康と安全を第一に考えて、学習の内容や形態、授業の実施場所や時期等を総合的に考慮しながら、感染リスクへの対策が必要となります。

スポーツ庁としては、感染症の専門家の見解を踏まえて、今年度における学校の水泳授業の取扱いについて、以下のとおり考え方を告示いたしますので、これを踏まえて適切に対応していただくようお願いします。

学校プールについては、学校環境衛生基準（平成 2 1 年文部科学省告示第 6 0 号）に基づき、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いと指摘されております。

一方で、水泳の授業においては、複数クラスによる合同授業の実施に伴い多くの児童生徒が同時にプールや更衣室を使用したり、複数の児童生徒が組になる形態で安全の確認をしながら学習を行うなど、児童生徒の密集・密接の場面が想定されるため、様々な感染リスクへの対策を講じる必要があります。

このため、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、地域の感染状況を踏まえ、密集・密接の場面を避けるなど、下記の事項を十分に踏まえた対策を講じることを前提として、水泳の授業を実施することは差し支えないと考えます。なお、このような対策を講じること

が困難であり、児童生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度においては水泳授業の実施を控えるようお願いいたします。このことについては、幼稚園におけるプール活動についても同様です。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会の学校体育主管課及び幼稚園主管課におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所管の学校に対して、都道府県の私立学校主管課におかれては、所轄の学校に対して、国公立大学法人の附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、周知くださるようお願いいたします。

記

1. 学校プールについては、学校環境衛生基準に基づき適切に管理すること。特にプール水の遊離残留塩素濃度については、プールのどの部分でも基準の濃度となるように管理すること。また、ドアノブやシャワーや洗眼器の水栓など児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。

また、屋内プールについては、換気設備を適切に運転するなど換気を行うこと。なお、学校以外のプールを活用して授業を行う場合には、そのプールの管理者に対して学校環境衛生基準及び本事務連絡に基づく適切な管理を徹底すること。

2. 毎朝の検温や健康観察により学習前の児童生徒の健康状態を把握し、体調が優れない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせること。

また、授業を見学する児童生徒については、マスクを着用させるとともに、児童生徒間の距離を1～2m以上確保するよう指導すること。ただし、気温が高い日などに屋外で授業を見学する場合は、マスクを着用した児童生徒が熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保するよう指導すること。

3. 授業中、児童生徒に不必要な会話や発声を行わないよう指導するとともに、プール内で密集しないよう、プールに一斉に大人数の児童生徒が入らないようにすること。プール内だけでなくプールサイドでも児童生徒の間隔は2m以上を保つことができるよう、複数のクラスによる合同授業はなるべく避けること。

4. 授業中、児童生徒が手をつないだり、体を支えるなど、児童生徒が密接する活動は避けること。ビート板などの用具を使用する場合は、児童生徒間での用具の使い回しは避けるとともに、使用後に消毒を行うこと。

5. 児童生徒によるプールサイドでの人数確認は、事故防止の上で重要であるが、バディシステムは複数の児童生徒が組になる形態であるので、感染リスクに十分注意して運

用すること。例えば、プールサイドで、児童生徒が互いに手をつないだり、密着して座ることはせず、2 m以上の身体的距離を確保しつつ同時に挙手してお互いを確認するとともに、名簿を用いた点呼を併用するなどの工夫をすること。

6. 更衣室については、児童生徒の身体的距離を確保することが困難である場合は、一斉に利用させず少人数の利用にとどめること。更衣室利用中は、不必要な会話や発声をしないよう児童生徒に指導すること。水泳の授業中はマスクを外すことになるので、マスクの適切な取扱いについて指導するとともに、更衣室利用の前後に手洗いを徹底すること。併せて、更衣室のドアノブやスイッチ、ロッカーなど児童生徒が手を触れる箇所は、こまめに消毒を行うこと。
7. 水泳の授業で児童生徒が使用するタオルやゴーグルなどの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。
8. 水泳授業を実施する際には、以上の感染症対策について学校内で共有するとともに、児童生徒や保護者の理解を図ること。
9. 幼稚園においてプール（ビニールプールを含む）を活用した活動を行う場合も、上記1.～8.を十分に踏まえた対策を講じること。なお、幼児期の特性から、必ずしも幼児が1.～8.に基づく対応を直ちに実施できない場合もあると考えられるが、幼児が感染症予防の必要性を理解できるように説明を工夫するとともに、幼児自身が自分でできるようになっていくために十分な時間を確保すること。

【本件担当】

〔水泳授業の全般に関すること〕

スポーツ庁政策課学校体育室

電話 03-5253-4111（内線 2674）

〔幼稚園におけるプール活動に関すること〕

文部科学省初等中等教育局幼児教育課

電話 03-5253-4111（内線 2376）

事務連絡
令和2年3月19日

【重要】

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法に基づく健康診断の実施等について取扱いを示しますので、関係各位におかれては御一読をお願いします。

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課・労働安全衛生主管課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
御中
独立行政法人国立高等専門学校機構本部事務局担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく
児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく児童生徒等の健康診断及び職員の健康診断の実施については、以下のとおり取り扱うこととします。なお、感染の拡大の状況等も踏まえ、今後も文部科学省から、必要に応じて、追加的な連絡をする場合があることを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体、文部科学大臣所轄学校法人、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、独立行政法人国立高等

専門学校機構本部事務局におかれては所管の学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省におかれては所管の専修学校に周知されるようお願いいたします。

記

1. 児童生徒等の定期的健康診断（学校保健安全法第13条第1項）の実施について

児童生徒等の定期的健康診断は、毎学年、6月30日までに実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。

2. 職員の定期的健康診断（同法第15条第1項）の実施について

職員の健康診断は、毎学年、定期に実施することとなっているが、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合には、その事由のなくなった後すみやかに健康診断を実施すること。

なお、職員の健康診断については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断としての側面もあることから、健康診断の実施に係る取扱いについては、厚生労働省の示す見解も踏まえて対応する必要があることに留意願います（参考まで、現時点において厚生労働省が発出している通達を添付します）。

3. その他の留意事項

児童生徒等の定期的健康診断について実施を延期する場合は、特に、日常的な健康観察等による児童生徒等の健康状態の把握に一層努め、健康上の問題があると認められる場合は、健康相談や保健指導等を実施し、適切に支援すること。

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

【児童生徒等の健康診断に関すること】

保健指導係

T E L : 03-5253-4111（内線 2918）

【職員の健康診断に関すること】

企画調整係

T E L : 03-5253-4111（内線 4950）

【新規】登校できない間の食に関する指導や食事支援の工夫についてまとめましたので、ご一読ください。

事 務 連 絡
令和 2 年 5 月 1 3 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食・食育主管課
文部科学大臣所轄学校法人担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

臨時休業等に伴い学校に登校できない
児童生徒の食に関する指導等について

各設置者及び学校等におかれては、新型コロナウイルス感染症対策のため、令和 2 年 3 月 24 日付け元文科初第 1780 号文部科学事務次官通知「令和 2 年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（通知）」において示した「Ⅰ．新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」（以下「学校再開ガイドライン」という。）及び「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」（令和 2 年 4 月 17 日改訂。以下「臨時休業ガイドライン」という。）並びに令和 2 年 5 月 1 日付 2 文科初第 222 号初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について（通知）」等を踏まえて、学校の再開又は臨時休業等の措置を講じていただいているところと存じます。

地域の感染状況によっては臨時休業が一定期間続く可能性があること、学校再開後においても、一部の児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合もあることを踏まえて、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない児童生徒に係る食に関する指導等について、以下のとおりまとめましたのでお知らせします。

については、各都道府県教育委員会学校給食主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の小学校、中学校、中等教育学校、夜間課程を置く高等学校、特別支援学校及び学校法人に対して、各指定都市教育委員会及び各国公立大学法人におかれては、その管下の

学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校設置会社を通じて設置する小学校に対し周知くださるようお願いいたします。

記

1. 栄養教諭を核とした食に関する指導について

食に関する指導においては、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎が培われるよう、栄養のバランスや規則正しい食生活などの指導が重要とされています。

については、例えば下記のような方法により、また適宜 ICT を活用するなどの工夫により、児童生徒に対する指導を行うことが考えられます。

- ・ 適切な栄養摂取に関する知識や、児童生徒だけでも整えられる食事の作り方などに係る情報提供を行い、食事への興味・関心を深めるとともに、主体的な実践を促す。
- ・ 養護教諭等と連携して、健康記録や食事記録をとるよう促し、併せて必要な指導を行うことなどにより、望ましい生活習慣を形成し、食に関する自己管理能力が身に付くようにする。
- ・ 食事の準備や調理、後片付けを行う際の安全や衛生についても必要な情報提供を行い、児童生徒が自ら考え、徹底できるようにする。
- ・ 家庭での食事が中心となることから、児童生徒に対する指導の充実と合わせて、家庭への働きかけや啓発活動等を行い、望ましい食習慣の形成が図られるようにする。
- ・ 食物アレルギーを有する児童生徒や肥満・やせ傾向にある児童生徒など個別的な相談指導が必要な児童生徒に対しても、健康状態の確認や家庭の食事に関する助言などの必要な指導を行い、児童生徒の健康状態が改善するようにする。

2. 食事支援について

学校給食は、学校教育活動の一環として行われ、食に関する指導を効果的に進めるための「生きた教材」として大きな教育的意義を持っています。他方で、栄養バランスの取れた食事を提供することによって、児童生徒の健康の保持増進を直接支える意義も持ち続けています。

臨時休業期間等において、この機会に家庭等において児童生徒とともに食を考え実践することも重要と考えられる一方で、必ずしもそのような状況に家庭や児童生徒が置かれていない場合もあることから、関係部局等と連携を図り、例えば下記のような工夫により、児童生徒に対する食事の支援を行うことが考えられます。いずれの場合においても、衛生管理には十分留意するとともに、栄養をはじめ食に関する

る指導と合わせて行うことで、その実施効果を高めることが重要です。

- ・ 登校日や子供の居場所確保等の取組に当たり、学校給食の調理場や調理員を活用して学校給食に近い食事を提供したり、簡易な食事を提供したりする。
- ・ 献立作成などに栄養教諭等が関わりながら、民間企業や子ども食堂の運営者等との連携・協力により、栄養バランスを考慮した食事を提供する。

なお、本対応に係り、学校の臨時休業期間等において、国庫補助を受けて整備された学校給食施設を一時的に学校給食以外の用途に活用する場合は、財産処分には該当せず、手続は不要です。また、学校給食従事者として任用する職員の職務については、当該職員の職務として規定される内容を確認するとともに、必要に応じて、本人の同意を得て業務内容を変更するなど、適切に対応することが考えられます。

<参考資料>

1. 各地域における取組事例
2. 子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）（令和2年5月8日付厚生労働省事務連絡）

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係

TEL : 03-5253-4111（内線 2095、2694、3380）

各地域における取組事例

【昼食提供・教育委員会の取組】

1

例1 居場所の提供と昼食の提供



岸和田市教育委員会（大阪府）

(献立内容等)

- 学校給食をもとにした臨時的な献立
(少ない品数で、可能な範囲の栄養摂取ができるよう配慮)

(提供規模)

- 居場所提供で登校する児童のうち、昼食を希望する家庭の児童に提供

(提供までの流れ)

- ①希望する家庭は「確認書」を各学校へ提出（約1か月単位）
- ②各学校で希望者数を把握して単独調理場にて調理
- ③教室で教職員が配膳し、児童に提供
(児童は距離をとって着席、喫食)

(ポイント)

- 接触を避けるため配膳は教職員が行う
- 加工品やアレルギー物質の少ない献立を作成
- 「緊急対応給食」のアレルギー表示献立表を対象者に配付
- 栄養教諭と相談し、献立を決定

例2 教職員が弁当を見童生徒の自宅に配達



太地町教育委員会（和歌山県）

(献立内容等)

- 4月に予定していた献立を活用（栄養教諭が適宜見直し）

(提供規模)

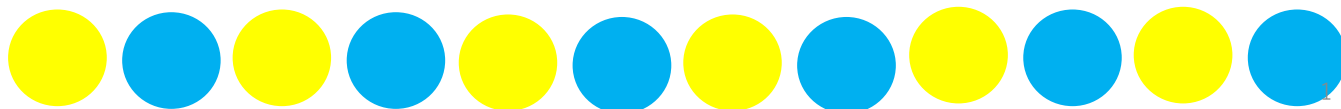
- 140人～150人

(提供までの流れ)

- ①調理員とこども園の栄養士、栄養教諭が弁当を作る
- ②教職員が2人1組になって配達
- ③希望した児童生徒の家に配達

(ポイント)

- 配達時に児童生徒の様子がわかる
- 児童生徒の様子を教職員間で共有
- 給食を無償化しており、本提供も無償



各地域における取組事例

【昼食提供・教育委員会の取組】

1

例3 教職員による「おうち給食」の配付と 栄養教諭による「学校給食レシピ」の紹介



南房総市教育委員会（千葉県）

(献立内容等)

- 栄養教諭が「おうち給食」用の献立を作成

(提供規模)

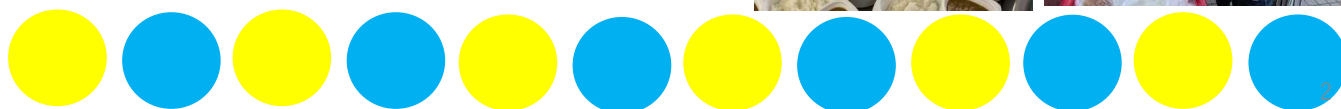
- 2504名（幼稚園～中学校）

(提供までの流れ)

- ①給食センター（調理委託）で調理し弁当容器に詰め、学校まで配送
- ②市内を2ブロックに分けて、配付日程をメールで伝える
- ③集会場等を活用し、教職員が所属学校の児童生徒に配付

(ポイント)

- 児童生徒の様子を伺える機会にもなる
- 本提供を無償としている
- 学校から集会所等の移動の際は、車内の温度管理等に注意
- 配付時には、ビニル手袋とマスク着用
- 受け取り後は、すぐに食すこととしている
- 企業を活用し、学校給食レシピを広く発信
(児童生徒が簡単にできる電子レンジで作るレシピ等を紹介)



各地域における取組事例

【昼食提供・関係機関との連携】

2

例4 民間企業と連携し、弁当券を配付



尼崎市（兵庫県）

（献立内容等）

- 市内（一部、市外を含む）の指定された店舗で使用できる弁当引換券を配付

（対象）

- 家庭事情等により昼食を十分に摂ることができない児童等

（提供までの流れ）

- ①尼崎市子どもの育ち支援センター又は学校等の児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカーが弁当引換券を直接交付
- ②指定された弁当事業者の店舗で引き換え

（ポイント）

- 交付に併せて、児童等の現状把握
- 昼食を十分に摂ることができない児童等への支援に繋がる

例5 子ども食堂と教育委員会が協力し食材提供



船橋市（千葉県）

（献立内容等）

- 臨時休業に伴い、余った食材を子ども食堂へ提供

（対象）

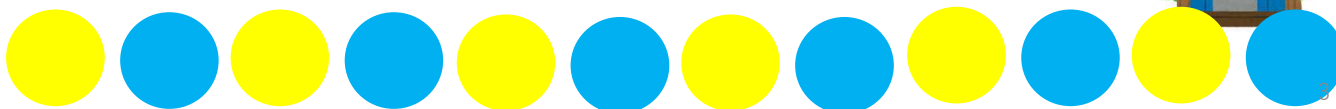
- こども食堂の利用者

（提供までの流れ）

- ①未使用のままで保存していた食材を教育委員会でひきとり
- ②教育委員会から子ども食堂へ配達

（ポイント）

- 余った食材を有効活用
- 食品ロスの削減
- 別途、HPに市内の栄養教諭、栄養職員が参加した「学校給食展」で作成したレシピを紹介



各地域における取組事例

【栄養教諭を中核とした食に関する指導】

3

例6

栄養教諭による
おすすめ昼食レシピの提供



目黒区立小学校（東京都）

（献立内容）

- 栄養教諭が昼食用の献立（材料、分量、手順、完成料理等）を写真と文章で紹介

（方法）

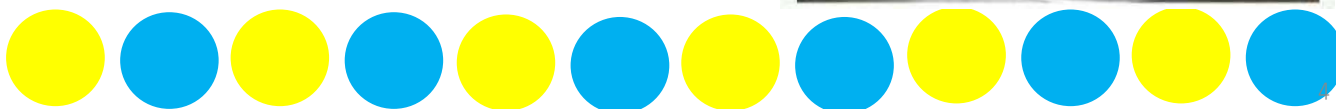
- 学校ホームページ

（献立事例）

保護者の要望も考慮し、食卓の野菜不足解消のために、野菜を使った常備菜を中心に紹介。

（ポイント）

- 保護者や児童が簡単に調理できる内容
- 作り方の手順は写真で紹介
- 毎回、先生方が順番にイチオシ味噌汁も紹介



各地域における取組事例

【ICTを活用した食に関する指導】

4

例7

インターネットを活用して**健康状態や食生活を把握**



姫路市立小学校（兵庫県）

（取組内容）

- インターネット上のフォームで**児童の健康状態や食生活を把握**

（方法）

- 保護者連絡用メール
- インターネット上のフォーム

（対象）

保護者・児童

（対応）

校長、養護教諭、学級担任（※栄養教諭未配置校）

（ポイント）

- 管理職が定期的に保護者に連絡用メールでアンケートを依頼
- インターネット上のフォームを活用してアンケートを集計
- アンケート結果から支援が必要と考えられる場合は学級担任が電話で様子を詳しく聞き取り**
- 校内で課題等を共有**



健康（けんこう）チェックシート

おうちで元気（げんき）に過ごしていますか、みなさんの様子（ようす）をおしえてください

名前（なまえ）
回答を入力

健康（けんこう）ですか？

良好（りょうこう）である。

熱（ねつ）がある。37.0℃～37.4℃

熱（ねつ）がある。37.5℃以上

せきが出る。

体調（たいちょう）が悪（わる）い

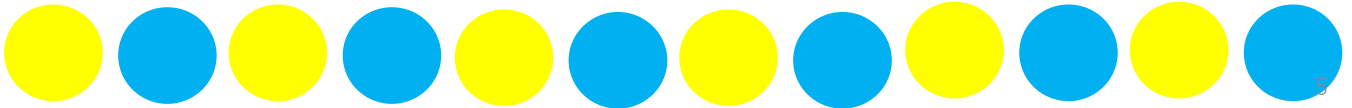
その他

食事（しょくじ）をどっていますか？

朝ごはん

昼ごはん

晩ごはん



各地域における取組事例

【ICTを活用した食に関する指導】

4

例8

県教育センターが**食育の動画を配信**



徳島県立総合教育センター（徳島県）

（取組内容）

- 教科指導と同様に、**インターネットやケーブルテレビを通じて、食育の動画を配信**。内容には、文部科学省作成の小学生用食育教材を活用

（方法）

- 家庭学習応援動画サイト「とくしままなびのサポート」

（対象）

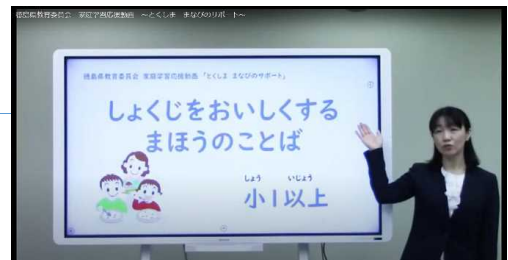
児童

（対応）

指導主事（栄養教諭）が動画を作成

（ポイント）

- 教育センターの指導主事が解説を担当**
- 文部科学省が作成した食育教材を活用
- インターネットだけではなくケーブルテレビでも配信
- ケーブルテレビ配信は番組表も作成



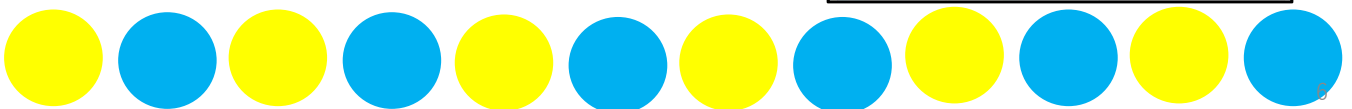
家庭学習応援動画「とくしままなびのサポート」番組表

ケーブルテレビで放送するよ。みてよ～

令和2年5月11日（月）～5月29日（金）（3週間放送）

県立徳島ケーブルテレビ（地上デジタル12ch） 17-3312

| 放送時間 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 | 11:00 |
| 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 | 12:00 |
| 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 | 13:00 |
| 14:00 | 14:00 | 14:00 | 14:00 | 14:00 | 14:00 |
| 15:00 | 15:00 | 15:00 | 15:00 | 15:00 | 15:00 |
| 16:00 | 16:00 | 16:00 | 16:00 | 16:00 | 16:00 |
| 17:00 | 17:00 | 17:00 | 17:00 | 17:00 | 17:00 |
| 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 | 18:00 |
| 19:00 | 19:00 | 19:00 | 19:00 | 19:00 | 19:00 |
| 20:00 | 20:00 | 20:00 | 20:00 | 20:00 | 20:00 |
| 21:00 | 21:00 | 21:00 | 21:00 | 21:00 | 21:00 |



事務連絡
令和2年5月8日

各都道府県
指定都市
中核市

ひとり親家庭施策担当部局
生活困窮者自立支援制度主管部局
障害保健福祉部局
介護保険担当主管部局

御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室
厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

子ども食堂の運営における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（その2）

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。）等に基づき取り組んでいただいているところです。

国内の感染状況については、爆発的な感染拡大には至っていないものの、未だかなりの数の新規感染者数を認め、感染者の減少も十分なレベルとは言えず、当面、現在の取組を継続する必要があることを踏まえ、令和2年5月4日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づく緊急事態宣言が同年5月31日まで延長されたところです。また、同日、基本的対処方針についても緊急事態宣言の延長を踏まえた改定が行われたところです。

これまでも累次の事務連絡（令和2年3月3日付け、同年3月13日付け、同年3月24日付け、同年4月2日付け及び同年4月8日付け）において、新型コロナウイルス感染症対策として子ども食堂において留意すべき事項等をお示ししてきたところですが、今般、下記の通り、改めて緊急事態宣言の延長及び基本的対処方針の改訂を踏まえた留意点とともに、4月30日に成立した補正予算において新たに子ども食堂が活用できるようになった施策等をお示しします。

子ども食堂は、子どもの食事の確保はもとより、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するものであり、国としてもしっかりと支援をしていきたいと考えています。各都道府県におかれては、下記を参考にしつつ、引き続き、子ども食堂の運営に格別の配慮をお願いするとともに、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

また、子ども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者に周知されるよう、関係団体への協力要請等よろしくお取り計らい願います。

記

1 緊急事態宣言の延長及び基本的対処方針の改定を踏まえた留意点

基本的対処方針において示された、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人の距離の確保などの基本的な感染対策を継続していくという、感染拡大を予防する「新しい生活様式」については、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）において、別添2のP9（別添）のとおり、実践例が示されたところです。

また、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」（令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）において、施設の使用制限について、以下の通り示されたところです。

- ・ 特定警戒都道府県は、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果やリスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意しながら、地域の感染状況等も踏まえ、各都道府県において適切に判断すること。
- ・ 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、
 - これまでにクラスターが発生した主な施設類型や、「三つの密」が発生しやすい施設類型については、地域の感染状況等を踏まえ、引き続き、施設の使用制限の要請等を行うこととする一方で、
 - これまでクラスターの発生が見られず、「三つの密」を回避できる施設類型については、必要に応じて、感染防止対策の徹底等を行うことを施設管理者等に対して強く働きかけることを前提として、施設の使用制限の要請等の解除や緩和を検討すること

子ども食堂を運営するにあたっては、この新しい生活様式等に沿って徹底した感染防止対策を講じることを前提として、地域の感染状況を踏まえつつ、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくにあたっては、これまでの累次の事務連絡において、子ども食堂が地域で多様な形態で運営がなされている実態を踏まえた留意点として、感染拡大の防止に向けた対応のほか、

- ・ 子ども食堂の活動において活用可能な政府の施策や、当該施策を活用した柔軟な運営が可能であること
- ・ 民間企業や地方公共団体、子ども食堂の運営者等との連携協力が重要であること
- ・ 子ども食堂とフードバンクとが協力し、子ども食堂において未利用食品を効果的に活用し、配布することが考えられ、農林水産省が実施する新しい事業の活用等が可能であること
- ・ 地域の感染状況を踏まえつつ、感染拡大の防止に向けた対応を行うことを大前提として、公民館などの社会教育施設等を利用して子ども食堂を運営することも考えられること

などをお示ししているところ、これに加え、下記2～4の支援策についてもご活用いただきながらご対応いただくよう、お願いいたします。

2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の子ども食堂への活用

新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）に基づき、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」（以下「交付金」という。）が創設されました。

当該交付金については、別添の事例集にも記載のとおり、例えば、子ども食堂が活動できない場合に、従来実施していた場所での食事の提供活動の代替として、町内の食堂等を組織しテイクアウトの商品を必要な子供等へ提供する際に必要な経費に充当する場合など、子ども食堂も対象となり得るものです。積極的にご活用いただくようご検討をお願いいたします。

3 子ども食堂への食材提供

1でお示した、子ども食堂とフードバンクとの連携については、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う子ども食堂とフードバンクとの協力について」（令和2年3月13日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）において、農林水産省が実施する、新型コロナウイルス感染症対策に伴い食品関連事業者等から発生する未利用食品の利用促進に係る取組としてお示したところです。

今般、農林水産省において、新たに、

- ① 上記の未利用食品の利用促進の取組のうち「学校給食の休止に伴う未利用食品活用緊急促進事業のうちフードバンク活用の促進対策」について、令和2年3月の全国一斉の臨時休校によるものに加えて、同年2年4月以降の休校等により発生する未利用食品も支援対象とし、また、公募期間を延長（同年5月15日まで）する等の取組を行うとともに、
- ② 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け在庫の滞留等が生じている品目（牛肉（和牛）、果物（メロン、マンゴー、いちご）、水産物（マグロ類、ホタテガイ、ブリ類、マダイ、フグ類、ウナギ）等）の販売促進のため、民間団体等が普段提供している食事が上記品目に置き換えられる場合に、追加的に必要となる食材費や輸送費等を補助する

こととしており、②の補助対象となる民間団体等には、子ども食堂も含まれております。子ども食堂向けに事業を実施する場合は、各都道府県域内の子ども食堂をカバーするNPO法人等の広域組織が、域内の子ども食堂の希望食材等の要望を取りまとめて、食材の調達を行っていただくことを想定しております（当該とりまとめに要する人件費等の実費は補助対象）。ご関心がある都道府県等におかれましては、事業の詳細等ご説明させていただきますので、末尾の農林水産省照会先まで連絡いただくようお願いいたします。

4 子ども食堂への給食提供機能の活用

「『Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について」（令和2年4月17日付け文部科学事務次官通達）による改訂後の「Ⅱ．新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」においても、子どもの居場所確保にあたり、児童生徒等に対して学校給食の調理場や調理員を活用して昼食を提供することも工夫の一

つと考えられることから、地域の実情やニーズに応じて対応を判断いただきたいとされており、当該取組は子ども食堂とも連携可能と考えられます。積極的に活用いただくようご検討をお願いいたします。

(別添 1)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
<首相官邸ホームページ>
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_h_0504.pdf

(別添 2)

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議)
※「感染拡大を予防する新しい生活様式について」(P8)、別添「『新しい生活様式』の実践例」(P9)等を参照
<厚生労働省ホームページ>
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000627553.pdf>

(別添 3)

- ・「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して」(令和2年5月4日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)
<内閣官房ホームページ>
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitai_iji_kanwa_0504.pdf

(別添 4)

- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
<内閣府ホームページ>
(概要) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/2020_0501_setsumeikai.pdf
(要綱) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/2020_0501_seidoyoukou.pdf
(事例集:P22 参照) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/pdf/jireisyu_ver1-1.pdf

(別添 5)

- ・フードバンク活用の促進対策等について
<農林水産省ホームページ>
(プレスリリース) <https://www.maff.go.jp/j/press/shokusan/kankyoi/200430.html>
(概要) https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/foodbank-30.pdf

(別添 6)

- ・国産農林水産物等販売促進緊急対策事業、食育等推進事業について
＜農林水産省ホームページ＞
https://www.maff.go.jp/j/g_biki/hojyo/02/02/pdf/201_0201.pdf

(別添 7)

- ・「『Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン』の変更について」(令和 2 年 4 月 17 日付け文部科学事務次官通達)
＜文部科学省ホームページ＞
https://www.mext.go.jp/content/20200417-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

※過去の事務連絡については以下の一覧をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09853.html

【照会先】

(記 1 子どもの生活・学習支援事業)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)

(記 1 子どもの学習・生活支援事業)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室 居住支援係
電話：03-5253-1111(内線 2879)

(記 1 地域活動支援センター事業)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室 地域生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 3075)

(記 1 介護予防・日常生活支援総合事業)

厚生労働省老健局振興課 地域包括ケア推進係
電話：03-5253-1111(内線 3986)

(記 1 介護予防・日常生活支援総合事業(一般介護予防事業))

厚生労働省老健局老人保健課 介護予防係
電話：03-5253-1111(内線 3947)

(記 3 ②国産農林水産物等販売促進緊急対策事業)

農林水産省大臣官房政策課 国産販売促進チーム
電話：03-3502-8111(内線 3089)

※記 2 交付金については別添 4 の概要 P20 のお問合せ先、記 3

①フードバンク活用の促進対策等については別添 5 のプレスリリースのお問合せ先、記 4 給食提供については別添 7 の事務連絡の学校給食に係るお問合せ先を参照

新型コロナウイルス 感染症の予防

～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～

本資料の活用について

新型コロナウイルス感染症が全国的に感染拡大する中、子供たちが健康で安全な生活を送れるよう、各学校において指導の充実を図ることが求められています。

そこで本資料では、子供たちが新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、適切な行動をとれるよう、日常の指導における「ねらい」や「指導内容」を具体的に示しました。

各学校においては、これらの指導例を有効に活用し、小・中・高等学校それぞれの子供たちの発達段階を踏まえた指導を工夫されますようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、未だ感染源や感染経路などがはっきりしていないこともあるため、その時点の最新の知見に基づき指導するように配慮してください。

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策

指導例② 感染症の予防1（手洗い）

指導例③ 感染症の予防2（咳エチケット）

指導例④ 感染症の予防3（3つの密）

指導例⑤ 正しい情報の収集

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見

令和2年4月



文部科学省

【ねらい】

自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人一人が気を付けなくてはならないことを理解し、実践できるようにする。

【指導内容】

- ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。
- 新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。
- 感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。
- ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。
- ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡めてしまうことがあること。
- 妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。
- ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。
- 行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。
- 私たち一人一人が、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

《参考資料》 若者の皆様へ

【知らないうちに、拡めちゃうから。】

疫病から人々を守るとされる妖怪「アマビエ」をモチーフに、若い方を対象とした啓発アイコンを作成しました。自分のため、みんなのため、そして大切な人のため。私たち一人ひとりが、できることをしっかりやっていく。それが私たちの未来を作ります。国民の皆さま、引き続き、不要不急の外出や3密を避ける行動へのご協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いことが報告されている一方、高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化するリスクが高いことが報告されています。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、感染症の予防策の徹底を引き続きお願いします。



厚生労働省HP より

【ねらい】

正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

- 手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。
(手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから)
- 手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。
(さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから)
- 手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。(爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りやすいから)
- 洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。
- 爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

《参考資料》

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。
人は、“無意識に”顔を触っています！



そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！



(参考文献) 森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング



厚生労働省ホームページから

<テーマ> 感染症の予防 2 (咳エチケット)

【ねらい】

「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。

【指導内容】

○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。(飛沫は1~2m飛ぶと言われています。)

○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。

<3つの咳エチケット>

- ① マスクを着用する。(口・鼻を覆う。)
- ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。
- ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。

<正しいマスクのつけ方>

- ① 鼻と口の両方を確実に覆う。
- ② ゴムひもを耳にかける。
- ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

《参考資料》

② 咳エチケット



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる

3つの咳エチケット せき

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



マスクを着用する (口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

<テーマ> 感染症の予防3 (3つの密)

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。

【指導内容】

- 1 換気の悪い密閉空間（空気の入れ替えのできない場所、窓のない場所）
- 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所）
- 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面）
 - この3つの条件がそろった場所では、クラスター（集団）発生のリスクが高いこと。
 - 日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。
 - 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

《参考資料》

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない!

●「ゼロ密」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意!

| | |
|---|--|
| <p>他の人と 十分な距離を取る!</p> <p>2メートル</p> | <p>窓やドアを開け こまめに換気を!</p> |
| <p>屋外でも密集するような 運動は避けましょう! 少人数の散歩や ジョギングなどは大丈夫</p> | <p>飲食店でも距離を取りましょう! ・多人数での会食は避ける ・隣と一つ飛ばしに座る ・互い違いに座る</p> |
| <p>会話をするときには マスクをつけましょう!</p> <p>5分間の会話は 1回の咳と同じ</p> | <p>電車やエレベーターでは 会話を慎みましょう!</p> |

『「密閉」「密集」「密接」しない』

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き!

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、**「3つの密(密閉・密集・密接)」**を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り**「ゼロ密」**を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 厚生労働省 厚生労働省フリーダイヤル
 厚労省 コロナ 検索 **0120-565653**

3つの密を避けるための手引き

<テーマ> 正しい情報の収集

【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。

【指導内容】

- 公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。
 - ・首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など
- SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。
- 情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースをずっと読み続けるのは避けたほうがよいこと。
- 心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

《参考資料》

首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～
- ・感染症対策特集～様々な感染症から身を守りましょう～ 等

厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・国内の発生状況
- ・新型コロナウイルス感染症に関するQ&A 等

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・やってみよう！ 新型コロナウイルス感染症対策 みんなでできること

国立感染症研究所ホームページ

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html>

- ・新型コロナウイルス感染症(COVID-19) 関連情報ページ

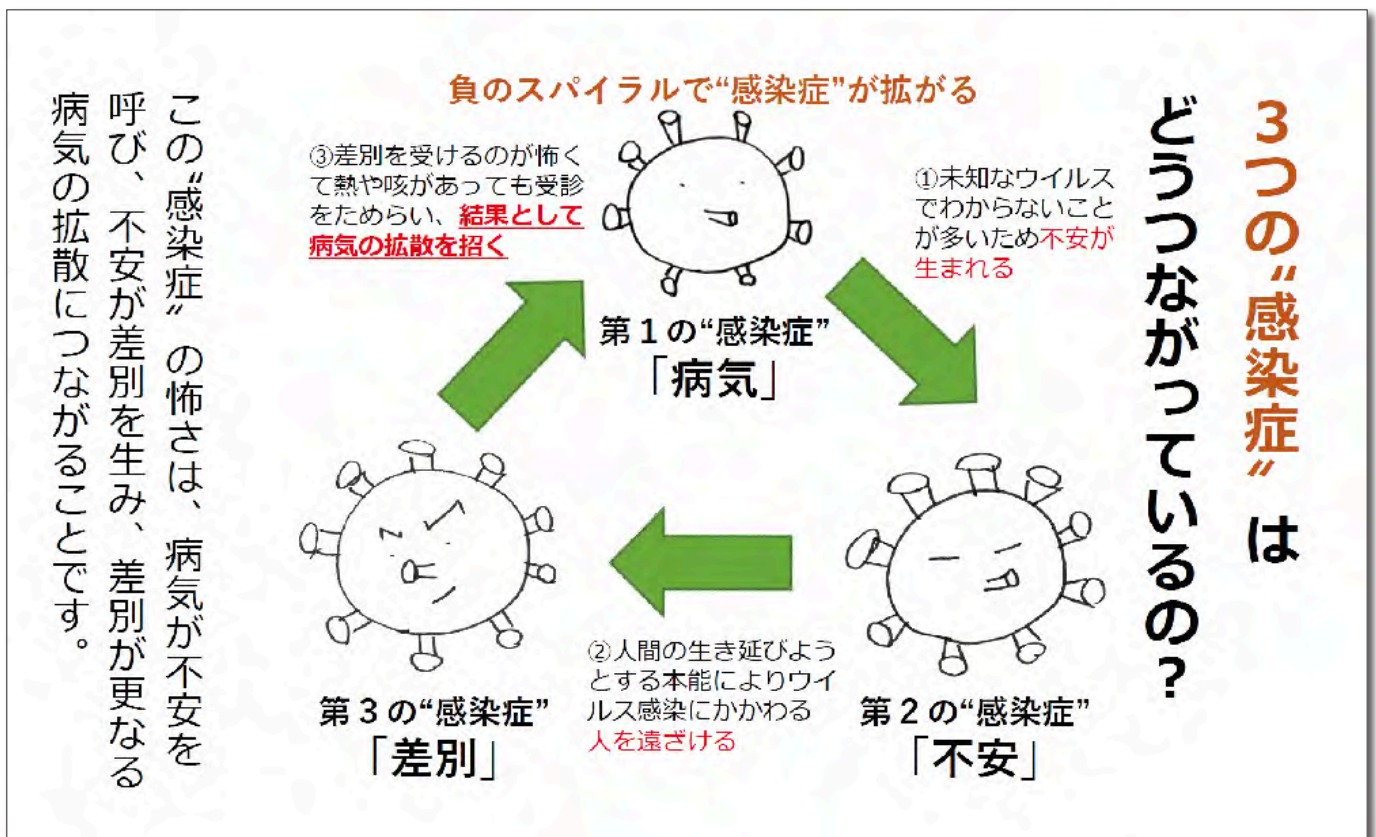
【ねらい】

新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。

【指導内容】

- 感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。
- 見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。
 - ※1 ・ 感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・ 咳をしている人
 - ・ マスクをしていない人 ・ 外国から来た人
- 差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。

《参考資料》



《出展・参考資料》

感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い 正しい手の洗い方

石鹸でよく洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

1. 流水でよく手を洗った後、石鹸をつぎ手のひらをお互にこすり合わせます。
2. 手の甲の指先をこすり合わせます。
3. 指先・爪の間をこすり合わせます。
4. 指の関節を洗います。
5. 親指と手のひらをお互にこすり合わせます。
6. 手首も忘れずに洗います。

② 咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう

- 咳やくしゃみをするときは、肘の内側またはティッシュペーパーで口を覆う
- マスクを着用する
- 手で口を覆う

正しいマスクの着用

1. 鼻と口の両方を確実に覆う
2. コムリも指にかける
3. 隙間がないよう鼻から覆う

首相官邸 | 厚生労働省

首相官邸・厚生労働省
<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000059525.pdf>

新型コロナウイルス Q&A

令和2年2月22日現在

Q1 風邪のような症状がありがた心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q2 感染したかも？と思ったらどうしたらいいですか？

A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**国産・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 発熱の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある

・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加え、念のため相談は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。
 ・症状がこの基準を満たさない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q3 最寄りの保健所等（国産者・接触者相談センター）に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「**国産者・接触者外来**」を確実に受診できるよう調整します。

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「**飛沫感染**」
- ② ウイルスが付いた手や口や鼻を触ることによる「**接触感染**」

Q5 感染予防のためにできることはありますか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「**国産者・接触者相談センター**」等から紹介された医療機関（**国産者・接触者外来**）を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、感染などを起こすウイルス感染症の場合、症状が現れる前にも、他人へウイルスをうつす可能性も最も高くなると思われる場合があります。

首相官邸 | 厚生労働省

首相官邸・厚生労働省
<http://www.kantei.go.jp/jp/content/000060227.pdf>

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

「密閉」「密集」「密接」しない！

●「**ゼロ密**」を目指しましょう。屋外でも、密集・密接には、要注意！

- 他の人と十分な距離を取る！ (2メートル)
- 窓やドアを開けこまめに換気を！
- 屋外でも密集するような運動は避けましょう！ (少人数の散歩やジョギングなどは大丈夫)
- 飲食店でも距離を取りましょう！ (多人数での会食は避ける、隣と一つ飛ばしに座る、互い遠くに座る)
- 会話をするときはマスクをつけましょう！ (5分間の会話は1回の咳と同じ)
- 電車やエレベーターでは会話を慎みましょう！

首相官邸 | 厚生労働省

首相官邸・厚生労働省
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062975.pdf>

新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力をお願いします

3つの密を避けるための手引き！

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、咳エチケット、手指衛生等に加え、「**3つの密(密閉・密集・密接)**」を避けてください。
- 3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「**ゼロ密**」を目指しましょう。
- 屋外でも、密集・密接には、要注意。人混みに近づいたり、大きな声で話しかけることなどは避けましょう。

首相官邸 | 厚生労働省 | 厚生労働省フリーダイヤル
 厚生労働省 コロナ 0120-565653

首相官邸・厚生労働省
<https://www.kantei.go.jp/jp/content/000062771.pdf>

知らないうちに、拡めちゃうから。

STOP!

感染拡大

— COVID-19 —

首相官邸・厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokumin

3つの“感染症”はつながっている

日本赤十字社
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html